

美馬市国土強靱化地域計画

令和2年3月

美馬市

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の推進期間.....	2

第2章 基本的な考え方

1 基本目標.....	3
2 事前に備えるべき目標.....	3

第3章 美馬市の概況と災害リスク

1 美馬市の概況.....	4
2 美馬市の災害リスク.....	4
(1) 南海トラフ地震.....	4
(2) 風水害等.....	7
3 対象とする自然災害.....	8

第4章 国土強靱化に向けた取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは.....	9
2 施策分野の設定.....	9
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	10
4 脆弱性評価.....	12

第5章 美馬市の強靱化に向けた対応方策

目標1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	13
リスクシナリオ1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生.....	13
リスクシナリオ1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生.....	19
リスクシナリオ1-3 突発的又は長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生.....	23
リスクシナリオ1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生.....	27

目標2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	33
リスクシナリオ2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止.....	33
リスクシナリオ2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生.....	38
リスクシナリオ2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足...	42
リスクシナリオ2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱.....	47
リスクシナリオ2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺.....	49
リスクシナリオ2-6 被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生.....	50
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	53
リスクシナリオ3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱.....	53
リスクシナリオ3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ.....	54
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	58
リスクシナリオ4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止.....	58
リスクシナリオ4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態.....	61
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	63
リスクシナリオ5-1 地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態.....	63
リスクシナリオ5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等.....	63
リスクシナリオ5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響.....	65
リスクシナリオ5-4 食料等の安定供給の停滞.....	66
リスクシナリオ5-5 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響.....	69
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	70
リスクシナリオ6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止.....	70

リスクシナリオ6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止.....	72
リスクシナリオ6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止.....	74
リスクシナリオ6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止.....	75
リスクシナリオ6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全.....	77
目標7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	78
リスクシナリオ7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の 流出による多数の死傷者の発生.....	78
リスクシナリオ7-2	有害物質の大規模拡散・流出する事態.....	80
リスクシナリオ7-3	農地・森林等の被害による荒廃.....	82
目標8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	83
リスクシナリオ8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態.....	83
リスクシナリオ8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に 向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態.....	84
リスクシナリオ8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失.....	88
リスクシナリオ8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が 大幅に遅れる事態.....	89
リスクシナリオ8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	91
リスクシナリオ8-6	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な 影響.....	93
横断的分野の推進方針		95
横断的分野 A	リスクコミュニケーション分野.....	95
横断的分野 B	人材育成分野.....	98
横断的分野 C	官民連携分野.....	100
横断的分野 D	長寿命化対策分野.....	101
横断的分野 E	研究開発分野.....	102

第6章 施策の重点化

1	施策の重点化の考え方.....	103
2	施策の重点化.....	104

第7章 計画の推進と進捗管理

- 1 推進体制..... 105
- 2 計画の進捗管理と見直し..... 105

参考資料

- 1 美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会委員..... 106
- 2 策定経緯..... 106
- 3 美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会設置要領..... 107

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という。)が公布、施行され、平成26年6月には、国土強靱化基本法に基づき、国土の強靱化に関する計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定された。

また、徳島県においても、平成27年3月に「徳島県国土強靱化地域計画」が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取組が推進されている。

そのような中、平成28年の熊本地震や平成30年7月豪雨災害等、近年、自然災害が頻発、激甚化し、国土強靱化の重要性が一層増していることを受け、国においては国土強靱化基本計画の見直しや「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)が示されたほか、徳島県においても国土強靱化地域計画の見直しが行われた。

本市においても、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震をはじめ、吉野川や多くの土砂災害警戒区域を抱えるなど、様々な自然災害のリスクを有しており、それらの自然災害に対して事前から備え、市民の生命や財産を守る防災・減災、国土強靱化は、喫緊の課題となっている。

このため、あらゆる自然災害リスクに対して「強靱な美馬市」をつくり上げるため、本市の強靱化に関する計画や施策等に関する指針として「美馬市国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)の策定を行うものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法の第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市の行政運営全般の指針となる「美馬市総合計画」との調整を図りながら、分野別・個別計画の強靱化に関する部分の指針となる計画として定めるものである。

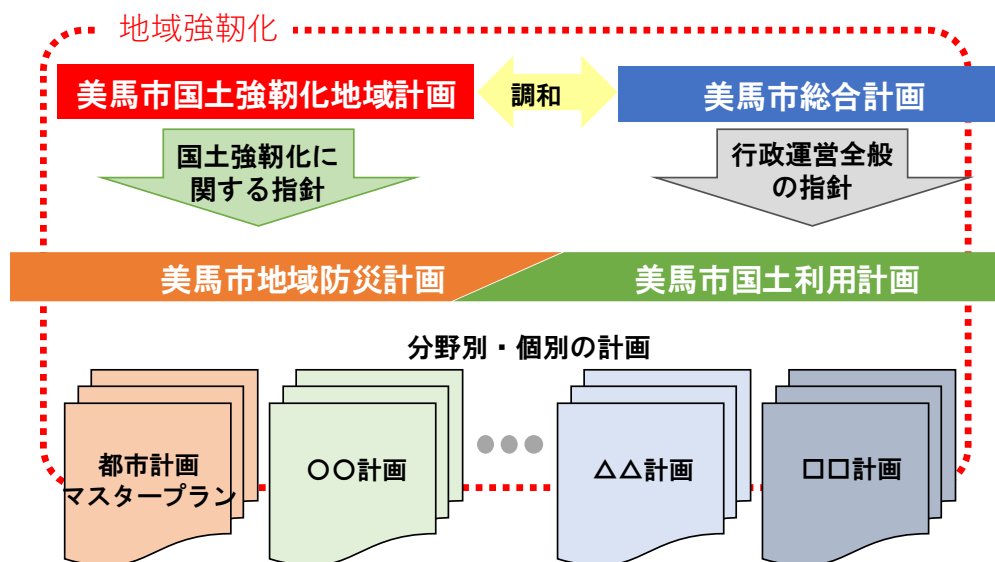


図 美馬市国土強靱化地域計画の位置づけ

3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とする。

ただし、目標年度以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

本計画の基本目標や事前に備えるべき目標は、基本計画や徳島県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のとおり設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 美馬市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 美馬市の概況と災害リスク

1 美馬市の概況

本市は、平成17年3月1日に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村が合併してできた、豊かな自然と数多くの文化財が残る歴史情緒あふれるまちである。徳島県の西部（徳島市から約40km）に位置し、西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市及び名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接している。

市のほぼ中央を東西に「四国三郎」吉野川が流れ、穴吹川など幾多の川が吉野川に流れ込み、その沿岸の平野部が主な可住地となっている。北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約8割が森林となっており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域である。



図 美馬市の位置

2 美馬市の災害リスク

(1) 南海トラフ地震

南海トラフ巨大地震は、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震であり、最大でM9.1の地震が想定されている。

① 震度

南海トラフ巨大地震が発生した際に、本市において想定されている揺れの大きさは、震度6弱から震度6強となっている。

なお、県東部の沿岸部では、広範囲の津波浸水被害が想定されているが、本市には津波浸水は想定されていない。

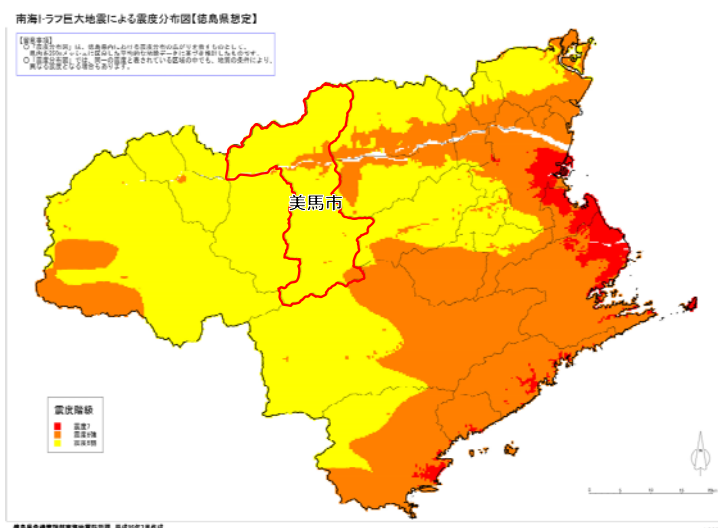


図 南海トラフ巨大地震による震度分布図
(参照：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定)

②被害の様相

南海トラフ巨大地震が発生した際には、以下のような被害の発生が想定されている。

【建物被害】全壊 1,200 棟、半壊 3,300 棟

【人的被害】死者 80 人、負傷者 650 人

【避難者(冬 18 時)】 1 週間後に 6,900 人 (うち避難所生活者数 3,400 人)

【災害廃棄物等】重量換算 8 万トン、体積換算 15 万 m³

【住機能(冬 18 時)】 必要応急仮設住宅戸数 700 戸

【孤立集落数】 孤立する可能性のある集落数 116 集落、孤立集落 5 集落

表 建物被害及び人的被害の内訳

項目		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	
建物被害 (棟)	揺れ	全壊数	1,200	1,200	1,200
		半壊数	2,800	2,800	2,800
	液状化	全壊数	20	20	20
		大規模半壊数	140	140	140
		半壊数	250	250	250
	急傾斜地崩壊	全壊数	30	30	30
		半壊数	50	50	50
	火災	焼失数			10
	合計	全壊数	1,200	1,200	1,200
		半壊数(大規模半壊を含む)	3,300	3,300	3,300
人的被害 (人)	揺れ	死者	80	50	60
		家具転倒による死者	若干数	若干数	若干数
		負傷者	650	400	450
		負傷者のうち重傷者	110	60	70
		家具転倒による負傷者	90	60	60
		家具転倒による重傷者	20	10	10
		ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	死者	0	若干数
	負傷者	0	20	30	
	負傷者のうち重傷者	0	若干数	10	
	急傾斜地崩壊	死者	若干数	若干数	若干数
		負傷者	若干数	若干数	若干数
		負傷者のうち重傷者	若干数	若干数	若干数
	火災	死者	若干数	若干数	若干数
		負傷者	若干数	若干数	若干数
		負傷者のうち重傷者	若干数	若干数	若干数
	合計	死者	80	50	60
		負傷者	650	420	490
		負傷者のうち重傷者	110	70	90

【上水道】発生直後には28,300人の断水人口（断水率92%）

復旧対象 給水人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口
30,600	92	28,300	69	21,000	47	14,200	7	2,100

※断水率=管路・浄水場等被害による断水人口/給水人口

【下水道】発生直後には280人の支障人口（支障率11%）

復旧対象 処理人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口
2,700	11	280	11	280	11	280	0	0

※支障率=管路・処理場被害による支障人口/処理人口

【電気】発生直後には18,200戸の停電件数（停電率100%）

代表震度	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後	
		停電率(%)	停電件数	停電率(%)	停電件数
5.95	18,200	100	18,200	53	9,700

※停電率=需給バランス等に起因した停電軒数/全電灯軒数

【固定電話】発生直後には11,900回線が不通（不通率90%）

復旧対象回線数	直後		1日後	
	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
13,300	90	11,900	44	5,900

※不通率=停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数/全回線数

(2) 風水害等

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。

このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、吉野川の洪水浸水想定区域が公表されている。

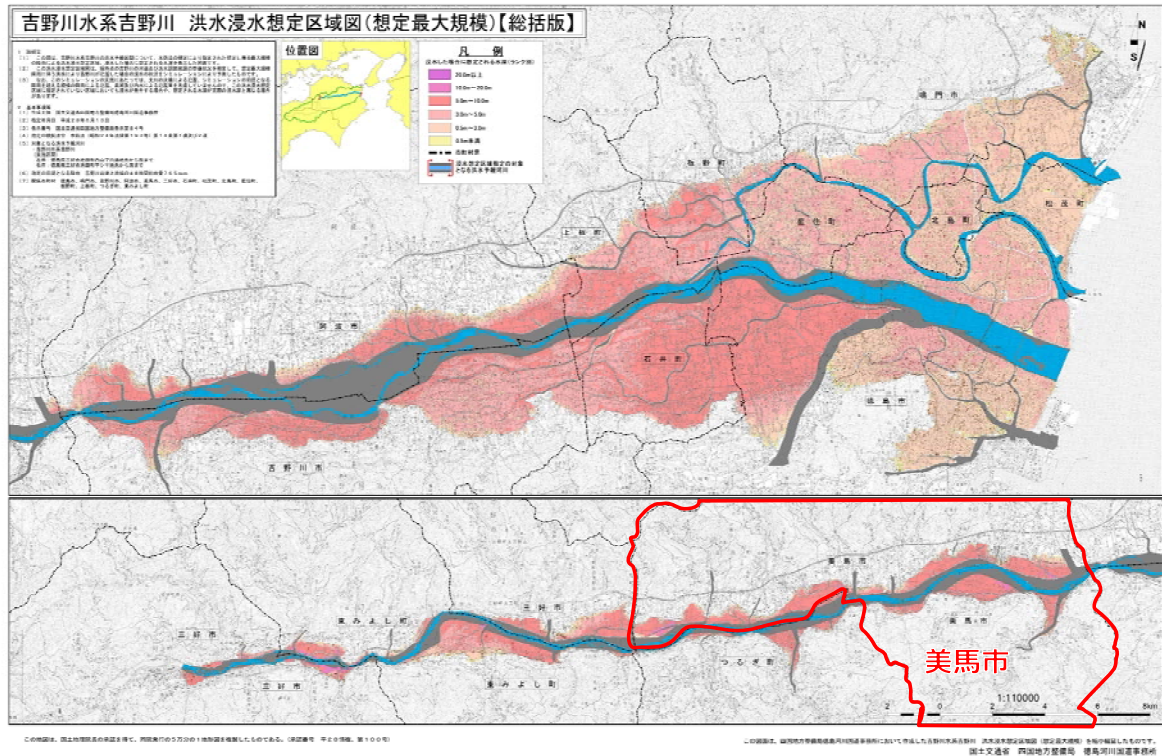


図 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
（参照：徳島河川国道事務所 HP）

市内の土砂災害警戒区域は、1,384 箇所（うち土砂災害特別警戒区域：1,327 箇所）となっており、徳島県全体の箇所数の 12% を占め、土砂災害の危険性も高い地域となっている。

表 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和元年 11 月 11 日現在）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
美馬市	208	178	1,173	1,149	3	-	1,384	1,327
徳島県	2,172	1,867	9,389	9,276	249	-	11,810	11,143

参照：徳島県 HP

3 対象とする自然災害

本市の災害リスク等を踏まえ、本計画において対象とする自然災害を以下のように設定する。

対象とする災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		南海トラフ地震により市内全域で震度6弱から6強の揺れが生じ、家屋倒壊やライフラインの損傷、孤立の発生等が生じる事態を想定。
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯沿いを中心に震度6強の揺れが生じ、家屋倒壊やライフラインの損傷、孤立の発生等が生じる事態を想定。
台風・梅雨 前線、豪雨、 豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨等による吉野川の洪水等を想定。例えば、48時間総雨量が765ミリ ^{※1} を超える大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

※1：吉野川の想定最大降雨のシミュレーション条件

第4章 国土強靱化に向けた取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性や災害リスクを踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるかを把握するために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

2 施策分野の設定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、徳島県国土強靱化地域計画の施策分野を参考に、市の特性等を踏まえて、5つの個別施策分野と5つの横断的施策分野を設定する。

■個別施策分野

- ① 行政施策分野 … 行政機能、消防、教育等
- ② 住環境分野 … 生活環境
- ③ 保健医療・福祉分野 … 保健・医療、福祉
- ④ 産業分野 … エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産
- ⑤ 国土保全・交通分野 … 交通・物流、国土保全、土地利用

■横断的施策分野

- A リスクコミュニケーション分野 … 様々なリスクコミュニケーション
- B 人材育成分野 … 民間の人材確保・育成等
- C 官民連携分野 … 様々な官民連携施策
- D 長寿命化対策分野 … 公共土木施設等の老朽化対策等
- E 研究開発分野 … IoT、ICT 技術等の活用等

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、基本計画や徳島県国土強靱化地域計画を参考に、本市の災害リスク等を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、以下に示す33のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
②救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生
③必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出する事態
	7-3	農地・森林等の被害による荒廃
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

4 脆弱性評価

脆弱性評価は、次の手順により実施した。なお、脆弱性評価の結果については、リスクシナリオに応じた対応方策にて示す。

①現状調査

8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に基づき、現状や課題、市の各部局で実施している施策・事業等を調査・整理。

②防災関係機関等の取組状況の調査

国や県、防災関係機関等が、美馬市内で実施している施策・事業等を調査し、上記の調査、整理に反映。

③マトリクスによる脆弱性評価

設定した「リスクシナリオ」を縦軸に、「施策分野」を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する施策・事業を整理。

あわせて、最悪の事態を回避するための課題及び必要な施策・事業等について評価。

脆弱性評価のためのマトリクス表（施策・事業の整理）								
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	対策方針	①行政施策 行政機関、関係、関係等	②件連携 土地区画、土地区画、その他	③保健・医療・福祉 保健、医療、福祉	④産業 林業、水産、製造業、建設業、 漁業、観光業	⑤国土保全・交通 交通、観光、国土保全、土地区画	備考
住宅・建物・交通施設等の構造的、大規模倒壊や不特定多数が集中する被害の発生による多数の死者等の発生	1-1	①公共施設等の耐震化	公共施設等における安全確保 耐震診断等の実施等による脆弱性の低減	公共住宅の適正管理	公共住宅の適正管理	公共住宅の適正管理	公共住宅の適正管理	公共住宅の適正管理
		②住居の耐震化	新築・耐震工事 自治体や民間事業者等による耐震診断等の実施等による脆弱性の低減	新築・耐震工事 自治体や民間事業者等による耐震診断等の実施等による脆弱性の低減	新築・耐震工事 自治体や民間事業者等による耐震診断等の実施等による脆弱性の低減	新築・耐震工事 自治体や民間事業者等による耐震診断等の実施等による脆弱性の低減	新築・耐震工事 自治体や民間事業者等による耐震診断等の実施等による脆弱性の低減	新築・耐震工事 自治体や民間事業者等による耐震診断等の実施等による脆弱性の低減
大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-2	③空襲の防御・活用	空襲の防御・活用	空襲の防御・活用	空襲の防御・活用	空襲の防御・活用	空襲の防御・活用	空襲の防御・活用
		④土地利用の適正化	土地利用の適正化	土地利用の適正化	土地利用の適正化	土地利用の適正化	土地利用の適正化	土地利用の適正化
密集市街地や不特定多数が集中する施設における大規模火災による多数の死者等の発生	1-3	①防火防煙等の整備	防火防煙等の整備	防火防煙等の整備	防火防煙等の整備	防火防煙等の整備	防火防煙等の整備	防火防煙等の整備
		②防火、消火体制の整備	防火、消火体制の整備	防火、消火体制の整備	防火、消火体制の整備	防火、消火体制の整備	防火、消火体制の整備	防火、消火体制の整備
突如発生し長期にわたる断水等の発生による多数の死者等の発生	1-4	③市街地の改善	市街地の改善	市街地の改善	市街地の改善	市街地の改善	市街地の改善	市街地の改善
		④市民の防火意識の向上	市民の防火意識の向上	市民の防火意識の向上	市民の防火意識の向上	市民の防火意識の向上	市民の防火意識の向上	市民の防火意識の向上
河川等整備の推進	1-5	①河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進
		②河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進	河川等整備の推進
電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	1-6	①電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）
		②電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）	電力供給ネットワークの脆弱化（地震、台風、火災等）
上水道等の長期にわたる断水	1-7	①上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水
		②上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水	上水道等の長期にわたる断水
ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	1-8	①ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる
		②ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる	ライフライン、燃料供給網の断絶、交通ネットワークの被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる
たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	1-9	①たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生
		②たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生	たまたま、防災インフラ、防災グッズ等の備蓄、機能不全や破損した土砂の流出による多数の死者等の発生
有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	1-10	①有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生
		②有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生	有害物質の大規模漏洩・流出による多数の死者等の発生
地震・大規模火災等の発生による被害の発生	1-11	①地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生
		②地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生	地震・大規模火災等の発生による被害の発生
社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	1-12	①社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する
		②社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する	社会・経済が迅速かつ復旧より強靱な状態で復興できる状態を確保する

図 施策・事業のマトリクス整理（一例）

第5章 美馬市の強靱化に向けた対応方策

事前に備えるべき 目標 1

大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

リスクシナリオ 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

1-1-①	公共施設等の耐震化等
1-1-②	住宅の耐震化
1-1-③	空家の除却・活用
1-1-④	土地利用の適正化
1-1-⑤	臨時情報を活用した防災対応

1-1-① 公共施設等の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・本市の建物系公共施設の延床面積は約 24.9 万㎡となっており、このうち、昭和 56 年の新耐震化基準以前に建築された施設は 52.6%を占めている（「美馬市公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 11 月））。不特定多数の市民が利用する公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全等を目的とした要件であり、危険性の高い施設や老朽化した施設等は速やかな対応が求められている。
- ・認定こども園や学校施設の耐震化は完了しているが、小規模施設の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。
- ・本市の公営住宅は、93 施設、262 棟の公営住宅があり、老朽化し耐用年数を経過した市営住宅等も存在しており、適正な維持管理や計画的な統合及び廃止を行う必要がある（「美馬市公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 11 月））。

【対応方策】

- 公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全等を目的とした要件となる。点検・診断等により、高い危険性が認められた施設又は老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない施設等は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、スピード感を持って修繕等の安全対策や除却等を推進する。
- 災害時において防災拠点等となる公共施設等は、耐震改修促進計画に基づき耐震化を進める。

- 認定こども園や学校施設の耐震化は完了していることから、今後は、小規模施設の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所としての利用を見据えた防災機能の強化等に努める。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化や老朽化対策、スプリンクラーの設置、自家発電設備の導入等により安全性を確保する。
- 市営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に統合及び廃止を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を実施する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
公共施設等における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく対策の推進 ・老朽化した公共・公用施設等の解体 	市
学校施設等の防災機能強化 ★学校施設環境改善交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模施設の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化 	市
こども園の防災機能強化 ★保育所等整備交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策、スプリンクラーの設置や自家発電設備の整備等による安全確保対策 	市
社会福祉施設の災害対応時の機能強化 ★社会福祉施設等施設整備費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市有の社会福祉施設の耐震診断・耐震改修 ・消防設備点検等の実施と災害時対応における機能強化 	市、事業者
公営住宅の適正管理 ★公営住宅等整備事業 ★公営住宅等ストック総合改善事業 ★住宅地区改良事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な統合及び廃止 ・将来の人口推計や市営住宅に対する市民ニーズを踏まえて計画的な更新 	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
市有施設の耐震化率	94.8%	H30	100%	R6	市
解体が必要な庁舎の解体 (2 施設)	0 施設	R2	1 施設	R6	市

1-1-② 住宅の耐震化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・平成 25 年 3 月現在で、居住世帯のある住宅 11,730 戸のうち、耐震性がある住宅は 6,000 戸で耐震化率は 51.2%となっている。
- ・南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市の人的被害（死者 80 人、負傷者 650 人）の大多数は揺れ（建物倒壊）によるものであり、人的被害の軽減において住宅の耐震化を進めることが最重要課題である。耐震診断、耐震改修等の支援制度の活用については、一定の進捗がみられるものの、引き続き、支援制度を周知し、耐震改修を促す必要がある。

■耐震化の現状

建物用途	戸数又は棟数	左のうち耐震性有			耐震化率
		昭和 56 年以前	昭和 57 年以降	小計	
住宅	11,730 戸	470 戸	5,530 戸	6,000 戸	51.2%
特定建築物	129 棟	28 棟	66 棟	94 棟	72.9%
市有施設	97 棟	34 棟	58 棟	92 棟	94.8%

- ・住宅…平成 20 年及び平成 25 年住宅・土地統計調査を基に住宅を推計。
- ・特定建築物…平成 25 年 3 月時点。特定建築物の耐震化状況を基に特定建築物を計算。
- ・市有施設…平成 30 年度末公共施設等の耐震改修実施状況調査を基に市有施設を計算。

【対応方策】

- 南海トラフ巨大地震等から市民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化促進事業や木造住宅耐震改修支援事業、耐震シェルター設置支援事業、住宅の住替え支援事業等の活用を促進する。
- 南海トラフ巨大地震等の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止等を図るため、避難路沿道等に面した危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンスへの建て替え工事を支援する。
- 耐震診断実施後に耐震改修工事に移行する住宅所有者が少ないことから、各種の支援制度の周知を図り、住宅の耐震化を促す。

■耐震診断・耐震改修等の実施状況（最近 5 ヶ年）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	5 ヶ年 累計
耐震診断	38	15	52	38	19	162
耐震改修	10	2	6	9	5	32
耐震シェルター設置	0	0	0	2	0	2

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
耐震化等の支援 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・木造住宅の耐震診断支援事業・木造住宅耐震改修支援事業・耐震シェルター設置支援事業の推進	市
除却住み替え費用の一部補助 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・倒壊する可能性が高いと判定された住宅を改修しないが、建て替えや他所への住み替えを行う方への住宅を取り壊す除却費用の一部補助による支援	市
家具固定推進事業	・大規模地震の発生に備え、家具転倒防止器具の購入に対する支援	市
危険ブロック塀等撤去促進事業 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・避難路沿道等に面した危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンスへの建て替え工事に要する費用の一部補助による支援	市
各種の支援事業の周知、PR強化 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・木造の耐震改修を促すための木造住宅耐震補強計画による支援 ・多様な機会を通じて、耐震化等に関する各種支援事業の周知、PRの実施	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
耐震改修補助活用件数（5ヶ年）	32件	H26～H30	55件	R2～R6	市

1-1-③ 空家の除却・活用

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・平成27年度に住宅地図調査で取得した空家情報を抽出し、状況調査を実施したところ、1,441件の空家を確認した。
- ・そのうち、外観上危険な空家件数（D評価）は310件存在し、その対策が必要である。

■調査数 1,761件（平成28年3月7日時点）

空家等該当件数	1,441件
A評価：そのままの状態以利活用可能件数	41件
B評価：改修すれば利活用可能件数	394件
C評価：利活用不可能件数	696件
D評価：外観上危険な空家件数	310件
空家非該当件数	281件
確認不可能件数	17件
再調査件数	22件

【対応方策】

- 平成 28 年 4 月に美馬市空家等対策計画を策定しており、計画に基づき、空家等の適切な管理や特定空家等に対する措置、空家等の利活用等を進める。

■空家の除却・活用等の件数（最近 5 ヶ年）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	5 ヶ年累計
空家の除却	4 件	4 件	3 件	9 件	9 件	29 件
空家の活用	1 件	4 件	1 件	6 件	8 件	20 件

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
老朽危険空家除却支援事業	・老朽化した危険な空家の除却の促進 ・対象家屋の除却に要する費用の助成	市
空家の活用等の推進 ・移住交流センター設置・ 管理事業 ・移住者向けリフォーム 支援事業補助金	・市移住交流センターが移住希望者の多様なニーズに 応えられるよう空家情報等を提供 ・相談やサポートを行政と民間が一体となって実施	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
空家除却補助活用件数（5 ヶ年累計）	29 件	H26～H30	100 件	R2～R6	市
空家バンク登録物件数	43 件	R1	150 件	R6	市

1-1-④ 土地利用の適正化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・県において、平成 25 年 8 月 30 日に「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第 55 条に基づく「特定活断層調査区域」が指定されており、長期的な視点を持って「土地利用の適正化」を図る必要がある。

【対応方策】

- 県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」（平成 24 年 12 月 21 日施行）に基づき、中央構造線の「特定活断層調査区域」において特定施設（「多数の人が利用する建築物」及び「危険物を貯蔵する施設」）の新築等を行う場合は、県への届出が必要であることについて周知を行う。
- 県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、危険箇所の周知を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
危険箇所の周知	・中央構造線活断層帯や大規模盛土造成地等の危険箇所 の周知	市

1-1-⑤ 臨時情報を活用した防災対応

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した防災対応が必要である。

【対応方策】

- 平成29年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が気象庁から発表されることになった。これを受け、県では、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を活用した対応方針として「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」（平成30年12月）を策定した。本市においても、県の方針等を踏まえ、西部圏域の市町との連携を図りながら、本市の実情に応じた「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針」を策定する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針の策定・更新	・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した防災対応方針の策定・更新	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応方針の策定・更新	策 定	R2.3	更 新	R3	市

リスクシナリオ 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方針】

1-2-①	防火用設備等の整備
1-2-②	防火・消火体制の整備
1-2-③	市街地の改善
1-2-④	市民の防火意識の向上

1-2-① 防火用設備等の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・「火災を発生させない」という意識を高めるとともに、発生した際の速やかな消火（初期消火）の体制強化が必要である。

【対応方針】

- 平時及び地震発生による火災、延焼を防止するため、住宅用火災警報器や住宅用消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。
- 市民の安全・安心を確保するため、人命への危険が大きい消防法令違反の建物に対して是正措置を行う。
- 飲食店、物販店、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設等の、一人では避難することが難しい方が利用する建物（特定防火対象物）を対象に、消防法令で建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知機設備の設置状況に関する立ち入り検査を行い、違反施設に対して是正を促す。
- 地震時において、LP ガスの放出による延焼を防止するため、LP ガス放出防止装置等の設置を促す。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
住宅用防災機器の設置促進	・住宅用火災警報器、住宅用消火器の設置促進	市（消防）
違反対象物の公表制度の周知	・消防が立ち入り検査で確認した重大な消防法令違反を公表する制度が令和2年4月1日から運用開始されることの周知	市（消防）

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
住宅用火災警報器設置率 (※)	88.5%	R1.6	91%	R6	市 (消防)

※ 美馬西部消防組合 (美馬町分) 含む。

1-2-② 防火・消火体制の整備

■消防力の強化

【脆弱性評価 (取組の現状や課題)】

- ・大規模災害を念頭に、災害対応力の強化のための体制や装備等の充実が必要である。

【対応方策】

- 消防力の強化に向け、消防施設、消防車両及び資機材の計画的な整備に努める。
- 国及び県消防学校での専科教育科における知識や技術の習得等に努め、消防職員の消防業務スキルの向上に努める。
- 「南海トラフ地震」や「中央構造線活断層地震」などの大規模災害を念頭に、火災発生時の重要施設である消防水利の充実を図るため、耐震性防火水槽などの整備に努める。

【主要な施策・事業】 (★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり)

施策・事業	概 要	関係機関
消防車両・消防資機材整備	・消防車両や消防資機材の計画的な整備	市 (消防)
耐震性防火水槽等の整備 ★消防防災施設整備費補助金	・耐震性防火水槽等の整備	市 (消防)

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
耐震性防火水槽の設置数 (※)	18 基	R2	30 基	R6	市 (消防)

※ 美馬西部消防組合 (美馬町分) を含む。

■消防団の強化

【脆弱性評価 (取組の現状や課題)】

- ・消防団の団員数は、706 人となっており、定員の 780 人に対して 90.5%となっている。(美馬西部消防組合 (美馬町分) を含む。) 団員の確保とあわせて、実践的な訓練等により防災対応力の強化が必要である。
- ・地域消防力の強化に向け、自主防災組織や婦人防火クラブ等の関係機関との連携強化を図る必要がある。

■年齢別消防団員数（令和2年3月13日現在。美馬西部消防組合（美馬町分を）含む。）

	18～ 20歳	21～ 25歳	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	61歳 以上	合計
人員	4	15	27	55	113	143	117	93	79	60	706
比率	0.6%	2.1%	3.8%	7.8%	16.0%	20.2%	16.6%	13.2%	11.2%	8.5%	100.0%

出典：市提供資料

【対応方針】

- 地域防災力の要である消防団において、消防施設、消防車両、消防資機材や装備などの適正配備に努める。
- 消防団員の確保に向け、若手団員や女性団員の入団を促進するとともに、機能別団員制度の導入や消防団協力事業所の普及に努める。
- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等の各関係機関との合同訓練の実施により、地域防災力の向上を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
消防団資機材の整備	・ 補助金等を活用し、災害時に重要な役割を果たす消防団に資機材を順次整備	市（消防）
消防団詰所の耐震化	・ 災害時に重要な機能を果たす消防団詰所の耐震化	市（消防）

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
消防団員充足率（定員780人 ※）	90.5%	R1.11	94%	R6	市（消防）
消防団協力事業所認定数（※）	30事業所	R2.2	35事業所	R6	市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

1-2-③ 市街地の改善

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 住宅等が密集した市街地においては、大規模な火災が発生するおそれがあることから、住環境の改善や空家等の対策、消防車両の進入路の確保を進める必要がある。

【対応方針】

- 「美馬市空家等対策計画」（平成28年4月策定）に基づき、空家等の適切な管理や特定空家等に対する措置、空家等の利活用等を進める。
- 住宅密集地における消防車両の進入手順について予め定めておくとともに、計画的な道路改良に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
老朽危険空家除却支援事業（再掲 1-1-③）	・老朽化した危険な空家の除却の促進 ・対象家屋の除却に要する費用の助成	市
空家の活用等の推進（再掲 1-1-③） ・移住交流センター設置・管理事業 ・移住者向けリフォーム支援事業補助金	・市移住交流センターが移住希望者の多様なニーズに応えられるよう空家情報等を提供 ・相談やサポートを行政と民間が一体となって実施	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
空家除却補助活用件数（5ヶ年累計）	29件	H26～H30	100件	R2～R6	市
空家バンク登録物件数	43件	R1	150件	R6	市

1-2-④ 市民の防火意識の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・市民一人ひとりの火災を発生させないという防火意識を高める必要がある。

【対応方策】

- 火災の未然防止には、市民一人ひとりの防火意識が重要であることから、防災講習の実施や火災予防広報等により啓発を行う。
- 地震時に火災を起こさないため、避難時においては可能な範囲でガスの元栓を閉める、ブレーカーを遮断する等の行動に関する周知を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
防火意識の高揚	・防災講習会の実施や火災予防広報などによる防災意識啓発	市（消防）

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
防災意識の啓発（※）	継続	R1	継続	R6	市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

リスクシナリオ 1-3 突発的又は長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

1-3-①	河川整備等の推進
1-3-②	危険箇所の周知
1-3-③	避難対策の推進

1-3-① 河川整備等の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模水害による被害を最小限にするため、関係機関との連携を図りながら河道掘削や築堤等の治水対策に取り組む必要がある。

【対応方策】

- 吉野川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会の「『水防意識社会 再構築ビジョン』に基づく吉野川上流域の減災に係る取組方針」に基づき、減災のための目標を関係機関と共有し、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進を図る。
- 河川の流下能力を維持し、大規模水害による被害を最小限にするため、国においては沼田地区における築堤事業をはじめとした吉野川の無堤地区解消及び、河道掘削や樹木伐採を進める。また、曾江谷川、井口谷川、野村谷川等の県管理河川及び市管理河川における河道掘削や樹木伐採等を進める。
- 内水浸水対策等の強化に向け、排水ポンプ車等排水施設の整備を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
市管理河川の整備	・未整備区間、老朽化が進んでいる河川の整備	市
吉野川沼田地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防未整備箇所であり、治水安全度の向上及び近年の度重なる浸水被害の軽減を図るため、吉野川沼田地区における築堤事業の促進 <p>図 吉野川沼田地区築堤事業 (参照：四国地方整備局公表資料)</p>	国、県、市
吉野川の無堤地区解消	・吉野川無堤地区である脇町第三箇所の事業化の促進	国、県、市

施策・事業	概要	関係機関
治水対策の推進	・河川の流下能力を維持し、大規模水害による被害を最小限にするため、国管理河川、県管理河川及び市管理河川において、必要に応じ河道掘削や河道内の樹木伐採を実施	国、県、市
排水施設の整備 ・防災・安全交付金 (総合流域防災事業)	・排水ポンプ車等排水施設の整備	市
防災拠点整備（河川防災ステーション）の推進	<p>・洪水被害から住民の生命と財産を守るため、出水時の水防活動拠点、水防資機材の備蓄基地等となる「中島地区河川防災ステーション」の整備を促進</p>  <p>図 中島地区河川防災ステーション整備イメージ図 (参照：四国地方整備局公表資料)</p>	国、県、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
吉野川沼田地区の整備	用地買収中 工事促進中	R1	工事促進中	R6	国、県、市
吉野川の無堤地区の解消	未着手	R1	工事促進中	R6	国、県、市
治水対策の推進（県管理河川及び市管理河川における河道掘削、樹木伐採等）	促進中	R1	促進中	R6	県、市

1-3-② 危険箇所の周知

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・水防法の一部が改正され、吉野川において想定最大降雨に基づく洪水浸水想定区域の見直しが行われており、市民への周知が必要である。

【対応方策】

- 想定最大規模降雨に伴う洪水により吉野川の浸水の状況をシミュレーションした洪水浸水想定区域図を掲載した「美馬市防災のてびき」（平成28年11月）を作成しており、市民への周知に取組

む。

- 近年、排水溝や下水道等の排水能力を超えたり、堤防内側の小規模河川があふれたりして道路や建物が浸水する内水氾濫が発生している。内水氾濫は、河川氾濫による浸水より発生頻度が高く、河川から離れた場所でも被害が起こる可能性があることから、内水氾濫ハザードマップを作成・公表し、市民への啓発を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
危険箇所の周知・啓発	・「美馬市防災のてびき」等を活用した市民への危険箇所の周知	市
内水氾濫ハザードマップの作成・公表	・内水氾濫に対する災害リスクの周知を図るため、内水氾濫ハザードマップの作成・公表	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
危険箇所の周知・啓発	促進	R1	促進	R2	市
内水氾濫ハザードマップの作成・公表	検討中	R1	作成・周知	R2～R6	市

1-3-③ 避難対策の推進

■速やかな避難体制

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂（平成31年3月）や気象庁から5段階の警戒レベルを明記した防災情報が提供されることになったことを踏まえ、市民の避難勧告等の発令基準の見直しや避難行動の周知が必要である。

【対応方策】

- 避難勧告等の発令基準の見直しを行うとともに、防災気象情報と警戒レベル等に関する市民への周知を図り、災害時における市民の確実な避難行動を促す。
- 継続的かつ定期的に具体的・実践的な避難訓練等を実施し、市民の防災意識の向上に努める。
- 関係機関と連携を図りながら、洪水タイムラインを適宜更新するとともに、市民に対して、避難行動に必要な情報を提供する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
避難勧告等の発令基準の見直し	・避難勧告等の発令基準の見直し	市
避難訓練等の実施	・継続的かつ定期的に具体的・実践的な避難訓練等の実施	市
防災×医療タウンページの配布	・電話帳タウンページの別冊として「防災×医療タウンページ（公衆電話や避難所の場所等を記載）」を市及び市民へ配布し、防災対応について普及・啓発	事業者（NTTタウンページ株式会社）

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
防災×医療タウンページの配布	実施完了	R1.12	随時実施	R6	事業者（NTTタウンページ株式会社）

■避難場所・避難所等の充実

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを進めるとともに、避難場所・避難所の充実が必要である。

【対応方策】

- 平成 27 年の水防法の一部改正に伴う吉野川の想定最大規模降雨による浸水想定区域をはじめ、土砂災害（特別）警戒区域の指定状況等を踏まえ、指定避難所及び指定緊急避難場所の災害種別に応じた安全性の確認を行い、指定の見直しを行う。
- 市民に対して、災害種別に応じて使用可能な指定避難所、指定緊急避難場所が異なることについて周知を行う。
- 避難環境の悪化による健康被害が生じないように、避難所環境の改善・充実に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
指定避難所・指定緊急避難場所の周知	・災害種別に応じた避難所・緊急避難場所の指定状況の周知	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害種別に応じた避難場所・避難所の指定場所の周知	取組中	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

1-4-①	土砂災害対策の推進
1-4-②	危険箇所の周知
1-4-③	避難対策の推進
1-4-④	森林保全対策の推進
1-4-⑤	ため池対策の推進
1-4-⑥	大雪等に対する対策の推進

1-4-① 土砂災害対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・本市では、土砂災害警戒区域が1,445箇所（うち土砂災害特別警戒区域が1,379箇所）指定されており、災害の発生抑制に向けた対策の推進や危険箇所の周知等に努める必要がある。
- ・古くは、明治18年の茶園嶽の崩壊をはじめ、昭和51年の台風17号や昭和50年の台風6号など、台風等に伴う豪雨により、死者を生じさせる土砂災害が発生している。

昭和51年台風17号（穴吹町内田）



■市内の土砂災害警戒区域等の指定状況（令和元年12月20日）

土石流		急傾斜		地すべり		合計	
	うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
229	195	1,211	1,184	5		1,445	1,379

出典：徳島県HP

【対応方策】

- 国や県と連携し、治山・砂防事業、地すべり推進事業等を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
急傾斜地崩壊対策事業	・家の裏が急傾斜指定地域になっている箇所の法面対策の推進	市
土砂災害対策 ★特定土砂災害対策推進 事業費補助	・国や県と連携した土砂災害対策事業の促進 ・谷口局谷での砂防工事をはじめとし、地すべり対策工事、急傾斜地崩壊対策工事等土砂災害防止のためのハード整備を実施	国、県、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
土砂災害対策	促進中	R1	促進中	R6	県

1-4-② 危険箇所の周知

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・土砂災害（特別）警戒区域をはじめとした危険箇所を周知する必要がある。
- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられていることについての周知が必要である。

【対応方策】

- 「美馬市防災のてびき」（平成28年11月）を作成しており、土砂災害（特別）警戒区域等の危険箇所に関する市民への周知等に取組む。なお、県における土砂災害（特別）警戒区域の指定が随時進められ、令和2年度末に完了予定であることから、最新の情報を反映したハザードマップの更新等を行う。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられていることを周知する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
ハザードマップの更新及び周知	・県の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえたハザードマップの更新 ・「美馬市防災のてびき」等を活用した市民への危険箇所の周知	市
土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等における避難確保計画の作成促進	・土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における避難確保計画の作成促進	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
要配慮者施設等における避難確保計画の作成	22 施設	R1	30 施設 (100%)	R6	市

1-4-③ 避難対策の推進

■速やかな避難体制

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂（平成31年3月）や気象庁から5段階の警戒レベルによる防災情報が提供されることになったことを踏まえ、市民の避難勧告等の発令基準の見直しや避難行動についての周知等が必要である。

【対応方策】

- 避難勧告等の発令基準の見直しを行うとともに、防災気象情報と警戒レベル等に関する市民への周知を図り、災害時における市民の確実な避難行動を促す。
- 継続的かつ定期的に具体的・実践的な避難訓練等を実施し、市民の防災意識の向上を図る。
- 関係機関と連携を図り、市民に対して避難行動等に必要な情報を提供する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
避難勧告等の発令基準の見直し（再掲 1-3-③）	・避難勧告等の発令基準の見直し	市
避難訓練等の実施（再掲 1-3-③他）	・継続的かつ定期的に具体的・実践的な避難訓練等を実施	市
防災×医療タウンページの配布（再掲 1-3-③）	・電話帳タウンページの別冊として「防災×医療タウンページ（公衆電話や避難所の場所等を記載）」を市及び市民へ配布し、防災対応について普及・啓発	事業者（NTTタウンページ株式会社）

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
防災×医療タウンページの配布	実施完了	R1. 12	随時実施	R6	事業者（NTTタウンページ株式会社）

■避難場所・避難所等の充実

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害種別に応じた緊急避難場所及び避難所等の指定の見直しを進めるとともに、緊急避難場所・避難所の充実が必要である。

【対応方策】

- 平成 27 年の水防法の一部改正に伴う吉野川の想定最大規模降雨による浸水想定区域をはじめ、土砂災害(特別)警戒区域の指定状況等を踏まえ、指定避難所及び指定緊急避難場所の災害種別に応じた安全性の確認を行い、指定の見直しを進める。また、市民に対して、災害種別に応じて使用可能な指定避難所と指定緊急避難場所が異なることについて周知を行う。
- 避難環境の悪化による健康被害が生じないように、避難所環境の改善・充実に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
指定避難所・指定緊急避難場所の周知（再掲 1-3-③）	・災害種別に応じた避難所・緊急避難場所の指定状況の周知	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害種別に応じた避難場所・避難所の指定場所の周知	取組中	R1	取組推進	R6	市

1-4-④ 森林保全対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 林業振興施策と整合を図りながら適正な森林保全を図る必要がある。

【対応方策】

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業等を推進する。
- 作業の効率化や木材生産コストの低減による生産性の増大を図るための生産基盤として、また、災害時の緊急迂回路としての機能を有する林道の整備に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
治山事業の推進 ★緊急予防治山事業	・ 治山・地すべり防止事業等の推進	県、市
林道整備の推進 ★農山漁村地域整備交付金事業 ★地方創生道整備推進交付金事業	・ 林道の整備	県、市
森林整備の推進	・ 市有林の整備	市

1-4-⑤ ため池対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・本市には、地震時に緊急点検を行う農業用ダム（夏子ダム）や農業用ため池（29箇所）が存在する。
- ・「南海トラフ地震」や「中央構造線活断層地震」、近年多発する大規模風水害等により、ため池等が決壊した場合、大規模な被害が発生することが想定されることから、ハード・ソフトの両面からの対策が必要となる。

【対応方針】

- 29箇所の農業用ため池のうち、決壊した場合に甚大な被害のおそれがある23箇所を「防災重点ため池」として位置付け、対策を進める。
- 関係機関と連携し、農業用ダム（夏子ダム）や防災重点ため池の老朽化対策を進める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
防災重点ため池のハザードマップ作成・公表	・ため池ハザードマップの作成・公表（R1年度：9箇所、R2年度：6箇所（予定））	市
老朽ため池対策の推進 ★農村地域防災減災事業 ・老朽ため池等整備事業	・老朽化したため池の改修、補強等の工事を行い、ため池の決壊等による災害を未然に防止	県、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
防災重点ため池ハザードマップの作成・公表	9箇所	R1	15箇所	R6	市
ため池等整備事業	0箇所	R1	4箇所	R6	県、市

1-4-⑥ 大雪等に対する対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・広い市域を有しており、大雪等が発生した場合は、地域の孤立等が懸念される。
- ・山間部の集落へ通じる県道、市道、農道等の沿線に手入れされていない山林が多くあり、大雪時には倒木により除雪の遅れが発生する危険性がある。

【対応方針】

- 各道路管理者との連携のもと、幹線道路等における大雪時における巡回や除雪等を実施する体制の強化に努める。

- 集落への生活道となる市道や農道等の沿線で、大雪時に多くの倒木の発生が懸念される場所において、消防団による支障木の伐採等に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
幹線道路等における除雪体制等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 192 号の管理において、大雪に関する注意報又は警報が発表されたときは、維持工事受注業者による路線の巡回等の体制整備 ・ 県管理の道路においては、路線管理業者を定め、速やかな除雪等が実施できるような体制を整備 	国、県
生活道路等における除雪体制等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雪時、基幹道路から除雪に取りかかる体制の充実 	市
集落の孤立化の事前防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雪や風水害による道路への倒木等からライフラインを確保することを目的とし、計画的な樹木伐採を実施 ・ 消防団による支障木の伐採等の推進 	県、市（消防 ※）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
土砂災害・大雪対策	実施	R1	実施	R6	国、県、市
消防団による支障木の伐採	2回/年	R1	毎年度実施	—	市（消防）※

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

**事前に備えるべき
目標2**

救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【リスクシナリオへの対応方策】

2-1-①	食料や水等の備蓄の推進
2-1-②	物資調達・供給体制の構築
2-1-③	被災地での飲料水の確保
2-1-④	要配慮者等に対する支援体制の整備
2-1-⑤	救援物資等の輸送確保対策
2-1-⑥	電力等供給体制の強化

2-1-① 食料や水等の備蓄の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害時における一定期間の食料や飲料水等の供給停止に備えて、備蓄等を計画的に進めることが必要である。

【対応方策】

- 県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）に基づき、「公的備蓄」と「住民自らによる備蓄」の適切な役割分担を図り、食料・飲料水等の備蓄を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害用備蓄食料等整備事業	・「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）に基づいた、「公的備蓄」と「住民自らによる備蓄」の適切な役割分担による食料・飲料水等の備蓄	市
市民に対する備蓄の啓発	・家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」における公的備蓄の充足率	100%	R1.12	100%	R6	市

2-1-② 物資調達・供給体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・物資供給体制の構築に向け、マニュアル策定や物資輸送拠点の選定、関係機関と連携した訓練等に取り組む必要がある。
- ・民間事業者等との災害協定の締結等を進める必要がある。

【対応方策】

- 「災害時物流体制確保マニュアル」（平成 29 年 12 月 徳島県）では、地域内物資輸送拠点として脇町中学校武道場が候補地となっており、運営体制の検討や関係機関と連携した訓練等に取り組む。
- 事業者と「災害時における食料品及び飲料水、生活必需品等の調達に関する協定」の締結を進め、大規模災害時における物資調達等の体制を整備する。
- 物資供給マニュアルの策定や物流事業者との協定の締結等により、災害時における物資の供給体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害時物資供給体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・物資供給マニュアル等の策定 ・地域内物資輸送拠点（「災害時物流体制確保マニュアル」（平成 29 年 12 月 徳島県）では、脇町中学校武道場が候補地）の運営体制の検討 ・関係機関と連携した訓練の実施 	市
災害時の協力に関する協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資供給に関する物流事業者等との協定締結の促進 	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
物資訓練の実施回数	1 回/年	R1	取組推進	R6	市

2-1-③ 被災地での飲料水の確保

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・飲料水の供給は、市民の生活に不可欠なものであり、災害発生時においても、一定の給水が確保されることが必要である。

【対応方策】

- 飲料水の供給は、市民の生活に不可欠なものであり、災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、早期の復旧に向けた体制の強化や応急給水の実施に向けた体制を強化する。

- 災害時における飲料水の確保に向け、飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理に取り組むとともに、緊急時用浄化装置の導入や給水袋の確保を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
早期の復旧に向けた体制の強化	・水道事業における業務継続計画（BCP）の策定 ・復旧活動に従事する事業者等との協定の締結	市
災害時の応急給水体制の強化	・緊急時用浄水装置や給水袋等の整備 ・断水を想定した給水訓練の実施	市
飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理	・飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
給水訓練の実施回数	1回/年	R1	取組推進	R6	市

2-1-④ 要配慮者等に対する支援体制の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・要配慮者等に配慮した支援体制の構築が必要である。

【対応方策】

- 大規模災害時においても、要配慮者等が必要とする食料や飲料水等を入手できるよう、避難行動要支援者等の把握を進めるとともに、支援体制を構築する。
- 社会福祉法人等関係機関との連携により、要配慮者等の支援体制の強化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
要配慮者支援体制の強化	・避難行動要支援者等の把握、支援体制の構築 ・社会福祉法人等との連携強化	市

2-1-⑤ 救援物資等の輸送確保対策

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害時の救援物資等の輸送路を確保するため、緊急輸送道路の整備が必要である。

【対応方策】

- 災害時における救援物資等の輸送路を確保するため、関係機関との連携により、緊急輸送道路や緊急輸送道路を補完する道路の整備に努める。
- 輸送拠点からの救援物資等の円滑な物流を確保するため、重要物流道路の機能強化を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
緊急輸送道路の整備 ★社会資本整備総合交付金事業 ★防災・安全交付金／社会資本整備交付金事業 ★地方創生道整備推進交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の強化に向けて、国道・県道・市道・農道・林道等の整備 緊急輸送道路等における橋梁の耐震化、無電柱化の促進 橋梁の耐震化については、定期点検で異常を確認した橋梁において、緊急性、重要性等を総合的に検討し、計画的に対策を実施 	国、県、市
橋梁長寿命化修繕計画の策定 ★防災・安全交付金／社会資本整備交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> 市が管理する橋梁の定期点検の実施 判定区分がⅢ以上の橋梁においては修繕、または廃止を検討 	市
高規格道路等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 徳島自動車道の4車線化の促進 	国、NEXCO
重要物流道路の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> トラックの大型化に対応した道路構造の強化 平時及び災害発生時のネットワークの強化 	国、県、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
橋梁定期点検	5.4%	R1.12	100%	R5	市
橋梁の耐震化（穴吹新橋）	耐震設計中	R1	工事完成	R4	国、県、市
緊急輸送道路の整備	促進中	R1	促進中	R6	国、県、市
徳島自動車道（脇町IC～美馬IC）付加車線設置	未着手	R1	工事促進	R4	国、NEXCO

2-1-⑥ 電力等供給体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- 救急・救助、医療活動等において、電力等のエネルギー確保は不可欠であり、被害の軽減や早期復旧に向け事前の備えが求められている。

【対応方策】

- 災害発生時においても、速やかにエネルギーの供給が確保されるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定の締結により供給体制を確立するとともに、速やかな復旧に向けた事前の備えに取り組む。また、ライフラインが被災した場合に、各事業者等において円滑な応急・復旧活動が展開できるよう、その活動拠点及び生活環境の確保等について事前に検討し、活動拠点における電力確保等の機能強化を図る。
- 電力会社による発電及び送電設備等の耐震化等の取組を促すとともに、県との連携を図り、応急・復旧活動に関する合同訓練や図上訓練等へ積極的に参加する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
事業者等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討 	市、事業者
広域応援部隊等の活動拠点の拡充 ★災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点における電力確保等の機能強化 ・燃料供給拠点施設等の機能確保 	市、事業者

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【リスクシナリオへの対応方策】

2-2-①	孤立の発生防止
2-2-②	孤立化集落における通信手段等の確保対策
2-2-③	ヘリコプターによる支援体制の整備
2-2-④	ライフライン事業者等との連携強化

2-2-① 孤立の発生防止

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・南海トラフ地震が発生した際に、本市において孤立可能性のある集落数は116集落、孤立集落数は5集落と想定されており、県内でも孤立への懸念が高い地域である。
- ・災害時における孤立化の防止に向け、道路整備を進める必要がある。

■孤立集落

	孤立可能性のある 集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
美馬市	116	5	0	5
徳島県	465	117	23	140

- ・孤立可能性のある集落：「中山間地等の集落散財地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（平成22年 内閣府）の際に、検討・抽出された集落
- ・孤立集落数：上記のうち、津波浸水エリア、震度6強以上に位置する集落の数

参照：県南海トラフ巨大地震被害想定

【対応方策】

- 孤立集落の発生を防止するため、関係機関等と連携を図り、緊急輸送道路等の整備をはじめ、橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策等を進める。
- 国や県と連携して治山・砂防事業や地すべり推進事業等を推進し、地震や豪雨等による土砂災害の発生や被害の抑制を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概 要	関係機関
孤立化防止のための道路整備の推進 ★社会資本整備総合交付金事業 ★地方創生道整備推進交付金事業 ★農山漁村地域整備交付金事業 ・森林環境保全整備事業	・孤立化防止のため、関係機関と連携した国・県道、市道、農道、林道等の整備 ・国道 492 号穴吹町左手工区をはじめとする現道拡幅工事や口山工区における落石対策工事、鳴門池田線におけるバイパス工事等を実施し、安全な通行の確保を促進	国、県、市
土砂災害対策 ★特定土砂災害対策推進事業費補助	・国や県と連携した土砂災害対策事業の促進	国、県、市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
孤立化防止のための道路整備の実施	促進中	R1	促進中	R6	県
主要幹線道路へのアクセス道路(市道)の整備	40箇所	R1	70箇所	R5	市
倒木対策の推進(生命線道路や緊急輸送道路)	実施	H30	毎年度実施	—	県
消防団による支障木の伐採	2回/年	R1	毎年度実施	—	市(消防)

※ 美馬西部消防組合(美馬町分)を含む。

2-2-② 孤立集落における通信手段等の確保対策

【脆弱性評価(取組の現状や課題)】

- ・集落が孤立した場合においても、通信手段等が確保できるような体制を構築する必要がある。

【対応方策】

- 地震や豪雨等による孤立集落の発生に備え、県と連携して「孤立可能性集落カルテ」の作成に取り組み、集落ごとの情報を一元的に収集するなど、災害時の迅速かつ的確な支援へつなげる。
- 孤立集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や通信手段の多重化、避難所の機能強化等を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
「孤立可能性集落カルテ」の作成	・県と連携した「孤立可能性集落カルテの作成」による集落ごとの情報整理	県、市
集落、避難所等における情報通信手段等の強化	・孤立集落における通信手段に関する資機材の整備、多重化 ・避難所等における通信手段の確保、自然エネルギーの導入促進	県、市
多様な技術の活用	・迅速な被災状況等の収集体制の確立に向け、ドローン等の新たな技術の活用の検討	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
避難所への衛星携帯電話の整備	2台	R1	5台	R6	市

2-2-③ ヘリコプターによる支援体制の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・集落が孤立化した場合の、救急・救助、救援物資の搬送等への備えとして、ヘリコプターによる輸送体制を想定した体制を構築する必要がある。

【対応方策】

- 孤立化が懸念される集落に対して、空からの救助・救出や物資の輸送等の応急対応が可能となるよう、既存ヘリポートの点検・整備をはじめ輸送体制の構築を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
既存ヘリポートの点検・整備	・有事の際のヘリポートの利用に備え、既存ヘリポートの点検・整備（除草等の維持管理含む）	市
支援体制の強化	・県との連携強化 ・訓練の実施	県、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
ヘリポートの確保	23箇所	R1	取組推進	R6	市

2-2-④ ライフライン事業者等との連携強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・集落が孤立化した場合に、速やかにライフラインを回復できるよう、ライフライン事業者等との連携による事前の備えが必要である。

【対応方策】

- 孤立集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、早期復旧を図るため、県やライフライン事業者等との連携を強め、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を構築する。
- 孤立集落の復旧に向け、各事業者等の活動拠点及び生活環境の確保等について、事前の検討を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
集落の孤立化の事前防止対策	・ライフライン事業者等との連携により、活動拠点及び生活環境の確保等の事前検討、緊急時の連絡体制の強化	市、事業者

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
関係機関との連携強化	取組中	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足

【リスクシナリオへの対応方策】

2-3-①	広域応援部隊等の活動体制の強化
2-3-②	消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化
2-3-③	消防団や自主防災組織の充実強化
2-3-④	関係機関の連携強化、訓練の実施

2-3-① 広域応援部隊等の活動体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模な災害が発生した際には、救急・救助活動等を行う人員不足が懸念される。
- ・広域応援部隊等の円滑な活動を支援するため、活動拠点の確保や充実等が必要である。

【対応方策】

- 警察や消防機関等は、大規模災害発生時に救急・救助活動等の重要な役割を担うことから、災害対応において優先して行うべき業務を継続して実施できる体制を構築する。
- 大規模災害発生時の救急・救助活動については、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援部隊の活動が想定されることから、活動拠点等の確保や受援計画の策定を進める。
- 「徳島県広域防災活動計画」（平成31年1月）では、救助活動拠点として「西部健康防災公園」が位置づけられていることから、県や三好市、防災関係機関等と連携を図り、災害時において円滑に活動できるよう備える。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
防災関係機関における業務継続体制の強化 ★緊急消防援助隊設備整備費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関における業務継続計画の策定 ・緊急消防援助隊や警察災害派遣隊の体制整備、装備の拡充 ・各機関が所管する施設の耐震化 	県（警察）、市（消防）
広域応援部隊等の活動拠点の拡充 ★災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「西部健康防災公園」における災害時の活動方針（受援計画策定）等についての関係機関と連携した検討 ・活動拠点等の確保、機能強化（電力確保等） 	県、市、事業者
緊急消防援助隊の受援計画充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が被災した時の緊急消防援助隊の受援計画の充実強化 ・県の広域防災活動計画との整合 	市（消防）

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
緊急消防援助隊登録車両数 (※)	5 台	R2.3	8 台	R6	市 (消防)

※ 美馬西部消防組合を含む。

2-3-② 消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

【常備消防の体制強化】

- ・ 119 番通報の受信・出動指令の設備である消防指令システムと、活動等の情報伝達手段であるデジタル無線設備等の設備について、安定運用と障害発生時における早期復旧体制の構築が必要である。

【対応方策】

- 消防力の強化に向け、消防施設、消防車両及び資機材の計画的な整備に努める。
- 消防指令システムとデジタル無線設備の安定運用と障害発生時における対応のため、適切な維持管理や更新等に努める

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
消防車両・消防資機材整備（再掲 1-2-②）	・ 消防車両や消防資機材の計画的な整備	市 (消防)
緊急消防援助隊登録車両の整備 ★緊急消防援助隊設備整備費補助金	・ 災害時に重要な機能を果たす緊急消防援助隊の登録車両の整備	市 (消防)
消防通信設備の強化 ★消防防災施設整備費補助金	・ 消防指令システムとデジタル無線設備の安定運用と障害発生時における対応のため、継続して保守業者による点検委託 ・ システム全体の信頼性・安全性を確保するため適時に機器の更新を図り、障害発生軽減	市 (消防)

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
消防車両の更新 (※)	継続	R1	継続	R6	市 (消防)
緊急消防援助隊登録車両数 (※)	5 台	R2.3	8 台	R6	市 (消防)

※ 美馬西部消防組合を含む。

2-3-③ 消防団や自主防災組織の充実強化

■消防団の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・消防団の団員数は706人で、定員の780人に対して90.5%となっており、団員の確保とあわせて、実践的な訓練等により防災対応力の強化が必要である。（美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。）
- ・地域消防力の強化に向け、自主防災組織や婦人防火クラブ等の関係機関との連携強化を図ることが必要である。

■年齢別消防団員数（令和2年3月13日現在。美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。）

	18～ 20歳	21～ 25歳	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	61歳 以上	合計
人員	4	15	27	55	113	143	117	93	79	60	706
比率	0.6%	2.1%	3.8%	7.8%	16.0%	20.2%	16.6%	13.2%	11.2%	8.5%	100.0%

出典：市提供資料

【対応方策】

- 地域防災力の要である消防団において、消防施設、消防車両、消防資機材や装備などの適正配備に努める。
- 消防団員の確保に向け、若手団員や女性団員の入団促進を図るとともに、機能別団員制度の導入や消防団協力事業所の普及に努める。
- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等の各関係機関との合同訓練を実施する等により、地域防災力の向上を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
消防団資機材の整備（再掲1-2-②）	・補助金等を活用し、災害時に重要な役割を果たす消防団に資機材を順次整備	市（消防）
消防団詰所の耐震化（再掲1-2-②）	・災害時に重要な機能を果たす消防団詰所の耐震化	市（消防）

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
消防団員充足率（定員780人 ※）	90.5%	R1.11	94%	R6	市（消防）
消防団協力事業所認定数（※）	30事業所	R2.2	35事業所	R6	市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

■自主防災組織の充実・強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・現在の自主防災組織の組織数は248組織、結成率は97.1%となっている。

■自主防災組織（平成31年4月時点）

	美馬	脇町	穴吹	木屋平	市全体
組織数	59組織	100組織	73組織	16組織	248組織
結成率					97.1%

参照：市提供資料

【対応方策】

- 大規模災害発生時には、行政機関や警察、消防等が被災することが想定されるため、自主防災組織の活動が重要になる。このため、自主防災組織の育成や活動支援等を通じ、地域における「共助」の強化を図る。
- 自主防災組織間の相互の連絡調整や連携した防災活動が行われるよう、自主防災組織連絡協議会等の活動を支援する。
- 自主防災組織等「共助」を担う組織の育成には、コミュニティの活性化が重要となる。このため、平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種コミュニティ活動等の促進を通じて地域防災力の向上につなげる。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
自主防災組織の活動の活性化	・自主防災組織の育成・活動支援	市、自主防災組織
自主防災組織連絡協議会の活動の活性化	・自主防災組織間の連携を図り、各地区の課題や情報の共有、共同の防災訓練の実施等	市、自主防災組織
地域コミュニティの育成	・いきいきサロンや見守り活動等の推進	社会福祉協議会

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
自主防災組織結成率	97.1%	R1.12	100%	R6	市、自主防災組織

2-3-④ 関係機関の連携強化、訓練の実施

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・自衛隊、警察、消防等による円滑な救急・救助活動を促すため、関係機関との連携強化が必要である。

【対応方策】

- 自衛隊、警察、消防等による円滑な救急・救助活動を促すため、県や防災関係組織等との連携による訓練を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害対応関係機関の連携強化	・ 県、防災関係組織等との連携による訓練の実施	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
県、防災関係機関との訓練の実施	1回/年	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

【リスクシナリオへの対応方策】

2-4-①	帰宅困難者の受入体制等の確保
2-4-②	道の駅の防災機能の充実
2-4-③	J R等の公共交通機関との連携強化

2-4-① 帰宅困難者の受入体制等の確保

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害発生時に交通機関等が麻痺した場合に帰宅困難者の発生が想定されるため、対策を講ずる必要がある。

【対応方策】

- 道路の通行止めや、公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備え、企業や学校における食料・水の備蓄等について啓発を図るとともに、帰宅困難者を受け入れる施設の確保を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
帰宅困難者発生への備え	・帰宅困難者受入れ施設の確保	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
帰宅困難者受入れ施設の確保	指定 避難所	R1	指定 避難所	R6	市

2-4-② 道の駅の防災機能の充実

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・本市で発生が想定される帰宅困難者は、車両での移動者であると想定されるため、災害時における「道の駅」等での情報発信機能の充実が求められる。

【対応方策】

- 防災活動拠点としての活用を見据え、「道の駅」を指定緊急避難場所として指定するとともに、情報発信機能の充実や資機材の備蓄、施設整備等に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
道の駅の指定避難場所としての指定	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の指定緊急避難場所の指定 ・情報発信機能の充実や資機材の備蓄、施設整備 	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
道の駅における訓練の実施	—	R1	取組推進	R6	市

2-4-③ JR等の公共交通機関との連携強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・公共交通機関が麻痺した場合の対応について関係機関との事前調整が必要である。

【対応方策】

- 公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備え、関係機関との情報共有体制を確立する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
公共交通機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者が発生した場合の情報提供手段等の検討 ・公共交通機関や県等の関係機関との連携による訓練の実施 	県、市、公共交通機関

リスクシナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオへの対応方針】

2-5-① 災害医療体制の構築

2-5-① 災害医療体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害発生時には、市内の医療機関での対応には限界があることが想定されるため、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との連携強化が求められる。

【対応方針】

- 災害時における医療救護所は、美馬中学校、脇町中学校及び穴吹中学校に設置することを基本としており、速やかな災害医療体制の構築に向け、医師会や薬剤師会等との連携強化を図る。また、2次救急医療機関（救急告示医療機関）となる半田病院・ホウエツ病院との連携を強化する。
- 災害時においても地域での医療の提供が可能となるよう、各医療機関における災害対策マニュアルやBCPの策定を促進するとともに、医療関係者のネットワークの形成等に努める。
- 医療救護活動に従事する医療従事者の不足等に備え、DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との連携を強化する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の耐震化、自家発電装置等の充実 ・災害医療体制の構築に向けた医師会、薬剤師会等との連携強化 ・DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討 	県（保健所）、市、医師会、薬剤師会等
市内の医療機関におけるBCP等の策定の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療機関に対して業務継続計画（BCP）の策定に関する情報の提供 	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
関係機関との連携強化	取組中	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 2-6 被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

2-6-①	感染症の発生・まん延防止
2-6-②	下水道対策による衛生面の悪化防止
2-6-③	避難所環境の向上
2-6-④	要配慮者支援体制の強化

2-6-① 感染症の発生・まん延防止

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- 被災地や避難所等における感染症の発生、まん延を防止するため、避難所等における衛生状況を把握し、助言や指導を行う体制が求められる。

【対応方策】

- 被災地や避難所等における感染症の発生、まん延を防止するため、県と連携を図り、被災地や避難所等において衛生状況等を把握し、助言や指導を行う体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
被災地や避難所等における衛生環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> 被災地や避難所等における衛生状況等の助言や指導を行う体制の強化 災害時のトイレ環境の整備 	県（保健所）、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害時におけるトイレの確保	実施中	R1	実施継続	R6	市

2-6-② 下水道対策による衛生面の悪化防止

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- 衛生環境の維持に下水道の役割は大きく、災害発生時の機能維持や早期復旧に向け、事前に備えておく必要がある。

【対応方策】

- 下水道の破損等による衛生面の悪化を防止するため、「美馬市下水道事業経営戦略」（平成31年4月）に基づき、下水管渠の耐震化や経年劣化した施設の更新等を進める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概 要	関係機関
下水道ストックマネジメント支援制度 ★防災・安全交付金（下水道事業） ★下水道防災事業費補助	・経年劣化した施設を更新する計画（ストックマネジメント計画）の策定	市
下水道関連機関との災害協定	・災害協定の締結	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
下水道ストックマネジメント計画の策定	検討中	R1	策定	R4	市

2-6-③ 避難所環境の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害が発生した場合には、長期の避難生活が想定されており、避難者の健康維持等を図るためには、避難所環境の向上が重要である。

【対応方策】

- 県と連携を図り、大規模災害発生時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給される体制の整備を進める。
- 大規模災害発生時に、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透するよう努める。
- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化や快適な避難所の確保に向けた条件整備等に努める。
- 「美馬市避難所開設・運営マニュアル」（平成25年8月）を基本に、避難者や自主防災組織等による自主的な運営をめざし、それぞれの避難所の状況や特性等を踏まえた個別の避難所運営マニュアルを作成する。
- アレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方等へのきめ細やかな対応に努める。
- 停電発生時にも避難所生活継続できるよう、灯油、LPガス等を活用できる施設整備を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
災害対応関係機関の連携強化	・避難所等への簡易トイレや仮設トイレの迅速な供給体制の構築	県、市、事業者

施策・事業	概 要	関係機関
良好な避難所環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営における「スフィアスタンダード」の理念の浸透 避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化、快適な避難所の実現（トイレの洋式化、冷暖房設備の設置等） 	市
避難所の運営体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の自主的な運営体制をめざした避難所運営マニュアルの作成 アレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方等へのきめ細やかな対応 	市、自主防災組織

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
避難所ごとの避難所マニュアルの作成施設数	0 施設	R1	46 施設	R6	市、自主防災組織

2-6-④ 要配慮者支援体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- 避難生活が長期化した際には、要配慮者の健康等への配慮が不可欠であり、支援体制の強化が必要である。

【対応方策】

- 災害発生時に要配慮者を收容保護するため、「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」の締結を進め、福祉避難所の確保に努める。また、関係機関との連携のもと、福祉避難所の運営訓練や介護従事者の人材確保に努める。
- 地域の相互扶助の意識を高めるため、平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種のコミュニティ活動等を促進し、要配慮者に対する支援体制を強化する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
福祉避難所の確保	福祉避難所の確保に向けた協定の締結	市、社会福祉施設等
地域コミュニティの育成 (再掲 2-3-③他)	いきいきサロンや見守り活動等の推進	社会福祉協議会

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
福祉避難所の指定施設数	5 施設	R1	10 施設	R6	市

事前に備えるべき
目標3

必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【リスクシナリオへの対応方策】

3-1-① 警察機能維持対策の推進

3-1-① 警察機能維持対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害発生時においても治安の維持が図られるよう、警察や市、関係機関との情報共有体制の構築が求められる。

【対応方策】

- 県警察においては、公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材等の充実強化、警察業務の継続に向けた体制強化等に努める。
- 美馬警察署との連携を強化し、自治会や自主防災組織等とともに災害時の治安維持体制について検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
警察機能の維持	・治安の確保に必要な体制、装備資機材等の充実強化、警察業務の継続に向けた体制強化等	県（警察）
災害時の治安維持対策	・美馬警察署との連携強化 ・自治会や自主防災組織等との連携による地域の治安維持体制の検討	県（警察）、市、自主防災組織

リスクシナリオ 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

【リスクシナリオへの対応方針】

3-1-①	庁舎等の耐震化、機能強化
3-1-②	業務継続体制の強化
3-1-③	情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進
3-1-④	ボランティアやNPO等との連携

3-2-① 庁舎等の耐震化、機能強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害発生時においても行政機能が維持されるよう、庁舎代替施設の確保や機能強化が必要である。

【対応方針】

- 災害発生時においても行政機能が維持されるよう、庁舎代替施設の確保や機能強化を図る。
- 耐震化できていない庁舎を解体するとともに、庁舎代替施設における情報・通信システムの確保を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
庁舎代替施設の確保・充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に定められた庁舎代替施設を利用した災害対策本部の設置訓練等の実施 ・訓練の結果を踏まえた業務継続計画の見直しや施設の機能強化 	市
公共施設等における安全確保（再掲 1-1-①）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく対策の推進 ・老朽化した公共・公用施設等の解体 	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
解体が必要な庁舎の解体（2施設）	0施設	R2	1施設	R6	市

3-2-② 業務継続体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害が発生した場合に、被災者支援をはじめ、速やかに各種業務が継続、再開できるような体制の整備が必要である。

【対応方策】

- 大規模災害が発生した場合に、速やかに各種業務が継続、再開できるよう、「美馬市業務継続計画（BCP）」の改定や計画に基づく訓練を実施する。
- 職員の災害対応力の強化に向け、防災研修を実施するとともに、消防職員を除く全職員に「防災士」資格を取得させる。
- 大規模災害時には、職員だけでは対応が困難になることが想定される。このため、県との連携強化や市町村間における災害時相互応援協定の締結等を進め、災害時における業務継続体制の強化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
業務継続計画（BCP）の改定等	・業務継続計画の職員への周知、訓練等を通じた見直し	市
職員の災害対応能力の向上	・職員の防災研修の実施、「防災士」資格の取得促進	市
他の地方公共団体等との連携強化	・市町村間における災害時相互応援協定等の締結	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
業務継続計画（BCP）改定	—	R1	改定	R2	市
「防災士」資格取得職員数	2名	R1.11	357名	R6	市

3-2-③ 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・サーバ機器等は市役所で一元管理しているため、市役所が被災した場合はデータの復旧・運用ができなくなる。このため、重要な行政データ等については、バックアップを確保するとともに、遠隔地での保存等が必要となる。

【対応方策】

- 庁舎の被災等により、各種システムに障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システムのクラウド化やサーバ機器代替機の確保、重要データの遠隔地での保存等に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
システムのクラウド化	・システムのクラウド化	市
サーバ機器等の代替機器確保	・システム導入ベンダーとの業務継続にかかる覚書等締結などによる、サーバ機器等代替機の庁舎代替施設における確保	市
電子データの遠隔地保存	・市の業務に関する電子データが格納された情報記憶媒体を県外の保管場所に輸送し管理	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
情報データの遺失防止対策の推進(システムのクラウド化及びサーバ機器等の代替機器確保)	0%	R2	50%	R6	市
情報データの遺失防止対策の推進(電子データの遠隔地保存)	100%	R2	100%	R6	市

3-2-4 ボランティアやNPO等との連携

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・職員自身が被災して災害対応等を行う人員が不足する事態が想定されるほか、被災した地域への支援活動が求められるため、ボランティアやNPO、地元企業等との連携により、人員を確保する必要がある。

【対応方策】

- 災害時の被災地の支援活動等が効果的に行われるよう、ボランティアやNPO、地元の企業等との連携を図るための体制を整備する。
- ボランティアの活動は、被災地の復旧・復興に重要な役割を果たしており、効果的、効率的なボランティア活動につなげるため、社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害ボランティアの受入れ体制整備	・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成 ・災害ボランティアセンター運営合同訓練の実施	市、社会福祉協議会

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害ボランティアセンター運営合同訓練の実施	—	R1	1回/年 実施	R6	市、社会福祉協議会

事前に備えるべき
目標4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-①	情報通信手段の多重化
4-1-②	情報収集・共有体制の強化
4-1-③	情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

4-1-① 情報通信手段の多重化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・避難等の必要な情報が確実に届くよう、情報通信手段の多重化等に取り組む必要がある。
- ・消防指令センター及び前進基地局には無停電電源装置及び非常用発電機が設置されているが、大規模災害発生時に長期間電源供給されない可能性が高い。

【対応方策】

- 災害時の情報通信手段を確保するため、防災行政無線や衛星携帯電話の計画的な更新、定期的な動作確認を進めるとともに、適正な管理を行う。
- 災害時の情報通信手段の多重化に向け、公共施設等における公衆無線 LAN の整備に努める。
- 消防指令センター及び前進基地局の非常用発電機が 72 時間稼働できるよう、燃料供給体制の確立や燃料の備蓄等に取り組む。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
災害時情報伝達手段の確立 ★公衆無線 LAN 環境整備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の耐災害性の強化 ・通信インフラ復旧までの期間における道路啓開等の応急対応担当者等も見据えた衛星携帯電話の配備 ・公共施設等における公衆無線 LAN の整備 ・現行の音声告知放送システムに代わるシステムの導入 	市
消防情報通信施設及び NTT ビルの電源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・消防指令センター及び前進基地局の非常用発電機が 72 時間稼働できるよう、燃料供給体制の確立や燃料の備蓄による電力供給の安定化 ・通信確保において重要な役割を担う NTT ビルの電源確保 	市（消防）、NTT

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
公共施設等における公衆無線LANの整備	推進	R1	推進	R6	市

4-1-② 情報収集・共有体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・安否確認等が確実に行うことができるよう体制を整備する必要がある。

【対応方策】

- 「すだちくんメール」や情報通信事業者が実施している緊急速報メール等の市民への普及を図り、災害時における情報収集体制を強化する。
- 市民の安否確認等における情報伝達手段として、避難所への特設公衆電話の配備や、携帯電話への情報提供手段の強化・普及に努めるとともに、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法等に関する啓発を行う。
- 避難所へ避難をした人が情報不足に陥らないように、避難所への情報伝達体制の確立に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
災害時情報伝達手段の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・すだちくんメールをはじめ各種安否確認サービスの市民への普及 ・自主防災組織等における情報伝達体制の構築 	市、自主防災組織
避難所への特設公衆電話の配備と定期的な動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への特設公衆電話の配備と定期的な動作確認 	市、NTT
避難所への情報伝達体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への情報伝達体制の確立 	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
避難所への特設公衆電話の配備	25箇所	R2.2	30箇所	R6	市、NTT

4-1-③ 情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害の情報を、いち早く、かつ正確に、市民に情報提供を行う必要がある。

【対応方策】

- 情報通信事業者や放送事業者等が行う通信インフラの強化等への取組等に対して支援する。
- 大規模災害が発生した際に、非常時の情報通信手段を確保するため、各情報通信事業者や放送事業者等との協力体制を構築する。
- 通信インフラ等が被災した場合に、各事業者において円滑な応急・復旧活動が展開できるよう、その活動拠点及び生活環境の確保等について事前の検討を進める。また、一時的、応急的な復旧が早期に必要な施設等については、関係機関や事業者等との連携を図り、優先順位や対応方法等について事前に調整する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
事業者等との連携強化 (再掲 2-1-⑥他)	<ul style="list-style-type: none">・災害時における協力体制の構築（協定の締結等）・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討	市、事業者

リスクシナリオ 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

4-2-①	情報サービスの継続体制の強化
4-2-②	要配慮者対策の推進
4-2-③	関係機関間の情報通信確保対策の推進

4-2-① 情報サービスの継続体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・整備から10年が経過した地域情報ネットワーク施設は老朽化しており、部分的に更新が必要であるが、市全域に展開していることから多額の経費や時間が必要となる。

【対応方策】

- 整備から10年が経過し、老朽化した地域情報ネットワーク施設について、光ファイバー等の適切な維持管理や部分的な機器更新を行い、安定的な運用を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概 要	関係機関
情報サービスの継続体制の強化 ★ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	・老朽化した光ファイバー等の維持管理、部分的な機器更改等による安定運用	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
情報サービスの継続体制の強化	100%	R2	100%	R6	市

4-2-② 要配慮者対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害発生時において、情報の入手等が困難な要配慮者等に対して、確実に情報伝達等が行われるよう体制の整備が必要である。

【対応方策】

- 災害発生時に安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などにも配慮した情報発信を行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や、わかりやすくタイムリーな情報の発信など、効果的な情報伝達体制の整備に努める。
- 避難行動要支援者等に対しても、災害に関する情報が確実に伝達されるよう、避難行動要支援者名簿の更新や個別計画の策定を通じて、一人ひとりの状況に応じた情報伝達に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
避難行動要支援者の個別計画の策定	・ 避難行動要支援者の個別計画の策定	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
避難行動要支援者台帳への登録	促進中	R1	促進中	R6	市

4-2-③ 関係機関間の情報通信確保対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 災害発生時において、円滑な避難や救助、支援等を行うためには、県や防災関係機関等との連絡手段の確保が不可欠であり、関係機関間の情報通信の維持、早期復旧に向けた事前の備えが重要である。

【対応方策】

- 県や防災関係機関等との情報共有体制を強化するため、県が運用する「災害時情報共有システム」の活用方法等について職員への周知を図る。
- 県が実施する防災訓練や図上訓練への参加等を通して、情報通信事業者や放送事業者等との連携強化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害時情報伝達手段の確立	・ 災害時情報共有システム等の活用 ・ 県、情報通信事業者や放送事業者等との連携強化	県、市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
関係機関との情報伝達訓練の実施	2回/年 実施	R1	実施継続	R6	市

事前に備えるべき 目標5

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1 地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態

リスクシナリオ 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【リスクシナリオへの対応方策】

5-1-①	BCPの取組等の促進
5-1-②	ライフライン事業者等の取組強化
5-1-③	被災企業等に対する支援対策の周知等

5-1-① BCPの取組等の促進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害発生時に、被害の軽減や早期の事業再開につなげるため、市内企業等において業務継続計画（BCP）の策定が求められている。

【対応方策】

- 県や大学、商工会等と連携した説明会の開催等により、市内企業等において業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
市内企業等におけるBCPの策定促進	・市内企業等に対するBCP策定に関する取組の促進	市、商工会

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
市内企業等を対象とした説明会開催回数	0回/年	R1	1回/年	R6	市、商工会

5-1-② ライフライン事業者等の取組強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・市内の企業等が被災後早期に事業再開するためには、ライフラインの確保が不可欠であり、ライフライン事業者における耐災害性の強化が求められる。

【対応方策】

- 災害発生時においても、速やかにエネルギーの供給が確保されるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定の締結により供給体制を確立するとともに、速やかな復旧に向けた事前の備え

に取り組む。また、ライフラインが被災した場合に、各事業者等において円滑な応急・復旧活動が展開できるよう、その活動拠点及び生活環境の確保等について事前の検討を進める。

- 電力会社による発電及び送電設備等の耐震化等の取組を促すとともに、県との連携を図り、応急・復旧活動に関する合同訓練や図上訓練等へ積極的に参加する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
事業者等との連携強化 (再掲 2-1-⑥他)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討 	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
関係機関との連携強化	取組中	R1	取組推進	R6	市

5-1-③ 被災企業等に対する支援対策の周知等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・被災した企業の再建に関する支援制度等について、速やかに情報提供を行う必要がある。

【対応方策】

- 災害発生時における被災企業に対する支援制度等の速やかな周知に向け、職員が各種の支援制度等に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携のもと支援体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
経済変動対策資金事業等の周知	・経済変動対策資金が円滑に利用されるよう、制度の周知	市、徳島県信用保証協会、金融機関

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
経済変動対策資金制度の周知回数	0回/年	R1	1回/年	R6	市、徳島県信用保証協会、金融機関

リスクシナリオ 5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

【リスクシナリオへの対応方策】

5-3-① 金融サービス等の継続

5-3-① 金融サービス等の継続

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・金融サービスの維持が、経済活動に不可欠であることから、金融機関が事業継続に必要な対策について事前に講ずる必要がある。

【対応方策】

- 市内金融機関が取り組む、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、業務継続計画(BCP)の策定等の対策について、市においても情報共有する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
金融機関等の対策に関する情報共有	・災害への備えに関する情報の共有	市

リスクシナリオ 5-4 食料等の安定供給の停滞

【リスクシナリオへの対応方策】

5-4-①	農業生産基盤等の強化
5-4-②	BCPの取組等の促進
5-4-③	食料や水等の備蓄の推進
5-4-④	物資調達・供給体制の構築

5-4-① 農業生産基盤等の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 基幹的な農業水利施設等の耐震化を図る必要がある。
- ・ 農地の浸水被害防止及び被災農地の速やかな復旧や営農再開に向けた体制整備が必要である。

【対応方策】

- 基幹的な農業水利施設等の耐震診断を実施し、耐震改修が必要な施設については計画的に耐震化を進める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
農業水利施設等の耐震化 ★農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	・ 基幹的な農業水利施設等の計画的な耐震化	県、市

5-4-② BCPの取組等の促進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 流通や販売等を担う農業関係団体等における事業継続が必要である。

【対応方策】

- 農業協同組合などの関係団体に対して、業務継続計画（BCP）の策定を促す。
- 「徳島県農業版業務継続計画」（平成 29 年 3 月）に基づき、被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に向けた体制整備を進める。
- 県や管内市町、関係団体等で構成する「西部地域農業版 BCP 対策協議会」の活動に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
西部地域農業版 BCP 対策協議会の活動	・災害発生時における被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に向けた体制の整備や対策の推進	県、市、農業協同組合、土地改良区

5-4-③ 食料や水等の備蓄の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害時に備え、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担のもと、備蓄を進める必要がある。

【対応方針】

- 県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）に基づき、「公的備蓄」と「住民自らによる備蓄」の適切な役割分担を図り、食料・飲料水等の備蓄を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害用備蓄食料等整備事業（再掲2-1-①）	・「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）に基づいた、「公的備蓄」と「住民自らによる備蓄」の適切な役割分担による食料・飲料水等の備蓄	市
市民に対する備蓄の啓発（再掲2-1-①）	・家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」における公的備蓄の充足率	100%	R1.12	100%	R6	市

5-4-④ 物資調達・供給体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・物資供給体制の構築に向け、マニュアルの策定や物資輸送拠点の選定、関係機関と連携した訓練等が必要である。
- ・民間事業者等との災害協定の締結等を進める必要がある。

【対応方針】

- 「災害時物流体制確保マニュアル」（平成29年12月 徳島県）においては、地域内物資輸送拠点として脇町中学校武道場が候補地となっており、運営体制の検討や関係機関と連携した訓練を実

施する。

- 物資供給マニュアルの策定や物流事業者との協定締結等により、災害時における物資の供給体制を構築する。
- 事業者との「災害時における食料品及び飲料水、生活必需品等の調達に関する協定」の締結に取り組み、大規模災害時における物資調達の体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
災害時物資供給体制の構築（再掲 2-1-②）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資供給マニュアルの策定 ・地域内物資輸送拠点（「災害時物流体制確保マニュアル」（平成 29 年 12 月 徳島県）における候補地（脇町中学校武道場））の運営体制の検討 ・関係機関と連携した訓練の実施 	市
災害時の協力に関する協定の締結（再掲 2-1-②）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資供給に関する物流事業者等との協定締結の促進 	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
物流訓練の実施回数	1 回/年	R1	1 回/年	R6	市

【リスクシナリオへの対応方策】

5-5-① 施設の耐震化等

5-5-① 施設の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・経済活動の維持には、水の供給が不可欠であり、施設の耐震化等を進める必要がある。
- ・工業用水道の施設については、全て耐震性を有している。

【対応方策】

- 基幹的な農業水利施設等については、耐震診断を実施し、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を進める。
- 工業用水道施設については、全て耐震性を有していることから、引き続き適正な維持管理に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
農業水利施設等の耐震化 （再掲 5-4-①） ★農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	・基幹的な農業水利施設等の計画的な耐震化	県、市
工業用水道施設の適正な 維持管理	・適正な維持管理	市

**事前に備えるべき
目標6**

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

【リスクシナリオへの対応方策】

6-1-①	電力等供給体制の強化
6-1-②	拠点施設等における自然エネルギーの導入

6-1-① 電力等供給体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・生活・経済活動に電力等のエネルギー確保は不可欠であり、被害の軽減や早期復旧への備え等を促すことが重要である。

【対応方策】

- 災害発生時においても、速やかにエネルギーの供給が確保されるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定の締結により供給体制を確立するとともに、速やかな復旧に向けた事前の備えに取組む。また、ライフラインが被災した場合に、各事業者等において円滑な応急・復旧活動が展開できるよう、活動拠点及び生活環境の確保等について事前の検討を進める。
- 電力会社を実施している発電及び送電設備等の耐震化等の取組を促すとともに、県と連携し、応急・復旧活動に関する合同訓練や図上訓練等へ参加する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
事業者等との連携強化 (再掲 2-1-⑥他)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討 	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
関係機関との連携強化	取組中	R1	取組推進	R6	市

6-1-② 拠点施設等における自然エネルギーの導入

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・電力等が途絶した場合においても、各種の活動が停滞しないよう、主要な施設における電力確保の対策を想定しておく必要がある。

【対応方策】

- 防災拠点施設や主要な避難所等における自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
自立・分散型電源の導入	・拠点施設等における自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入の検討	市

【リスクシナリオへの対応方策】

6-2-① 水道施設の耐震化等

6-2-① 水道施設の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・水の供給は、市民の生活に不可欠なものであり、災害発生時においても、被害を抑制し、一定の給水を確保することが必要。
- ・浄水施設耐震率は21.5%、配水池耐震施設率は48.7%、基幹管路の耐震適合率は15.6%となっている（参照：「徳島県の水道」平成30年3月末時点）。
- ・簡易水道施設の耐震化は費用の面から進んでいない。また山間部にあるため山腹崩壊による施設損壊も考えられ、対策を検討・推進する必要がある。
- ・災害時、地区が孤立することも十分ありえるが、地区内に事業者が少ないことから被災施設の復旧に携わる事業者及び資材の確保が難しく、また、被災現場の危険性が高く復旧作業が長期化するおそれがある。

【対応方策】

- 「美馬市水道事業経営戦略」（平成30年3月）に基づき、水道事業の安定的な経営の推進に努める。
- 浄水施設や配水池については、主要な施設から計画的に耐震診断や耐震補強を行うとともに、施設の更新にあわせた耐震化を進める。なお、一部の配水池については、耐震性が明らかになっていないことから、耐震診断等により耐震性を把握する。
- 施設が被災した場合の市民生活への影響の大きさ（災害対応の拠点となる施設や病院、福祉施設等）や災害被害の発生確率をもとに優先度を決定し、優先度の高い施設から耐震化を進める。
- 簡易水道施設の耐震化については、山間部にあり山腹崩壊等による施設損壊も想定されるため、対策を検討する。
- 取水、浄水、送水及び配水池等の重要施設については、停電による断水を回避するため、自家発電装置の整備を行うとともに、燃料の供給体制の整備や備蓄の確保に取り組む。
- 大規模災害が発生し、給水に支障が生じた際に、早期の給水の回復への備えとして、応急給水の実施に向けた体制の強化や修繕用資材等の確保、復旧活動に従事する民間事業者との協定締結等に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
耐震化事業の推進	・取水、浄水、送水及び配水池等の重要施設や施設復旧・復興の拠点施設である避難所、病院等につながる重要な管路の耐震化	市
老朽施設更新事業の推進	・破損事故の低減を図り、安全・安心な水を供給するため、耐用年数を経過した老朽管の計画的な更新	市
営農飲雑用水施設の復旧体制の強化	・被災施設の復旧に携わる事業者との協定の締結 ・修繕用資材等の備蓄の検討	市
水道施設の応急復旧体制の構築	・被災施設の復旧に携わる事業者との協定の締結 ・修繕用資材等の備蓄の検討	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
耐震適合率	16.1%	H30年度末	22%	R6	市
管路有収率	68.7%	H30年度末	70%	R6	市

リスクシナリオ 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオへの対応方策】

6-3-① 汚水処理施設の耐震化等

6-3-① 汚水処理施設の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・下水道は、災害発生時においても使用制限を課すことが困難であり、施設の耐震化による被害の防止や早期の復旧に向けた体制整備が必要である。

【対応方策】

- 下水道の破損等による衛生状態の悪化を防止するため、「美馬市下水道事業経営戦略」（平成 31 年 4 月）に基づき、下水管渠の耐震化や経年劣化した施設の更新等を進める。
- 災害発生時に被災箇所等を早期に把握・特定し、迅速な対応を行うため、事前の備えを進める。
- 農業集落排水処理施設の機能強化を図るとともに、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すなど、合併処理浄化槽の普及を促進する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
下水道ストックマネジメント支援制度（再掲 2-6-②） ★防災・安全交付金（下水道事業） ★下水道防災事業費補助	・経年劣化した施設を更新する計画（ストックマネジメント計画）の策定	市
下水道関連機関との災害協定（再掲 2-6-②）	・災害協定の締結	市
合併処理浄化槽の普及促進	・単独浄化槽及び汲み取り便所の撤去を伴う合併処理浄化槽の設置に対する補助	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
合併処理浄化槽の設置補助	実施中	R1	継続	R6	市

リスクシナリオ 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオへの対応方策】

6-4-①	道路交通ネットワークの強化
6-4-②	公共交通機関等の被災状況把握、復旧体制の整備

6-4-① 道路交通ネットワークの強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・生活・経済活動の復興には、道路の復旧が重要な役割を担うことから、被害の軽減や早期復旧に向けた事前の備えが必要である。
- ・緊急輸送道路に指定されている国道や県道には、主要幹線道路交通途絶予想箇所に指定されている区間があり、緊急輸送道路としての機能を確保するための整備を進める必要がある。
- ・災害による停電により信号機が停止し、事故の発生や交通渋滞の発生等が懸念されるため、対策が必要である。

【対応方策】

- 災害発生時における救援物資等の輸送路の確保に向け、関係機関との連携により、緊急輸送道路や緊急輸送道路を補完する道路等の整備に努める。
- 停電に伴う信号機の停止により、事故の発生や交通渋滞を生じさせないように、県警察による緊急交通路等における信号機電源付加装置の整備促進に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
緊急輸送道路の整備（再掲 2-1-⑤） ★社会資本整備総合交付金事業 ★防災・安全社会資本整備交付金事業 ★地方創生道整備推進交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の強化に向けて、国道、県道、市道、農道、林道等の整備 ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化、無電柱化の促進 ・橋梁の耐震化については、定期点検で異常を確認した橋梁において、緊急性、重要性等を総合的に検討し、計画的に対策を実施 	国、県、市
橋梁長寿命化修繕計画の策定（再掲 2-1-⑤） ★防災・安全社会資本整備交付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する橋梁の定期点検の実施 ・判定区分がⅢ以上の橋梁においては修繕、または廃止を検討 	市
高規格道路等の機能強化（再掲 2-1-⑤）	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島自動車道の4車線化の促進 	国、NEXCO
交通機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備 	県（警察）

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
橋梁定期点検	5.4%	R1.12	100%	R5	市
橋梁の耐震化（穴吹新橋）	耐震設計中	R1	工事完成	R4	国、県、市
緊急輸送道路の整備	促進中	R1	促進中	R6	国、県、市
徳島自動車道（脇町 IC～美馬 IC）付加車線設置	未着手	R1	工事促進	R4	国、NEXCO
主要幹線道路へのアクセス道路（市道）の整備	40箇所	R1	70箇所	R5	市

6-4-② 公共交通機関等の被災状況把握、復旧体制の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・市民の移動手段として公共交通の維持が重要であることから、被災時の情報共有等の体制整備が必要である。

【対応方策】

- 災害発生時においても鉄道やバスの公共交通が維持されるよう、公共交通機関との連携強化に努める。
- 公共交通機関が被災した際に、運行停止情報等が速やかに収集可能となるよう、連絡体制を構築する。
- 災害発生後においても、市民の移動手段を確保するため、被災状況や運行事業者の状況等を踏まえ、デマンドバスの運行が継続できるよう体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
デマンドバスの運行継続	・運行事業者による業務継続計画（BCP）策定の促進	市、事業者

リスクシナリオ 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【リスクシナリオへの対応方策】

6-5-① 被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築

6-5-① 被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害の発生により、河川堤防や土砂災害対策等の防災インフラ施設が破損した場合、速やかに復旧させる必要がある。

【対応方策】

- 河川堤防や土砂災害対策等の施設が破損した場合の速やかな復旧に向け、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに、建設事業者等との協力体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
早期の災害復旧事業に向けた体制整備	・被災した道路構造物において、災害復旧事業の活用を含めた、早期復旧のための国・県等との連携体制の整備	国、県、市
建設事業者等との協力体制の構築	・大規模災害発生時における支援活動に関する協定の締結	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
建設事業者等との協定の締結	取組中	R1	取組推進	R6	市

**事前に備えるべき
目標7**

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

7-1-①	ため池対策の推進
7-1-②	被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築

7-1-① ため池対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・本市には、地震発生時に緊急点検を行う農業用ダム（夏子ダム）や農業用ため池（29箇所）が存在する。
- ・「南海トラフ地震」や「中央構造線活断層地震」、近年多発する大規模風水害等により、ため池等が決壊した場合、大規模な被害が発生することが想定されることから、ハード・ソフトの両面からの対策が必要となる。

【対応方策】

- 29箇所の農業用ため池のうち、決壊した場合に甚大な被害のおそれがある23箇所を「防災重点ため池」として位置付け、対策を進める。
- 関係機関と連携し、農業用ダム（夏子ダム）や防災重点ため池の老朽化対策を進める。
- 被災したため池の被害拡大を防止し、余震や降雨等による二次災害の発生を防止するため、地震発生後のため池における緊急点検等を実施する体制を構築する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
防災重点ため池のハザードマップ作成・公表（再掲1-4-⑤）	・ため池ハザードマップの作成・公表（R1年度：9箇所、R2年度：6箇所（予定））	市
老朽ため池対策の推進（再掲1-4-⑤） ★農村地域防災減災事業 ・老朽ため池等整備事業	・老朽化したため池の改修、補強等の工事を行い、ため池の決壊等による災害を未然に防止	県、市
ため池の緊急点検実施体制の構築	・「ため池緊急点検マニュアル」等に基づく緊急点検を実施する体制の構築	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
防災重点ため池ハザードマップの作成・公表	9箇所	R1	15箇所	R6	市
ため池等整備事業	0箇所	R1	4箇所	R6	市

7-1-② 被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害の発生により、河川堤防や土砂災害対策等の防災インフラ施設が破損した場合、速やかに復旧させる必要がある。

【対応方策】

- 河川堤防や土砂災害対策等の施設が破損した場合の速やかな復旧に向け、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに、建設事業者等との協力体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
早期の災害復旧事業に向けた体制整備（再掲6-5-①）	・被災した道路構造物において、災害復旧事業を含めた、早期復旧のための国・県等との連携体制の整備	国、県、市
建設事業者等との協力体制の構築（再掲6-5-①他）	・大規模災害発生時における支援活動に関する協定の締結	市、事業者

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
建設事業者等との協定の締結	取組中	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 7-2 有害物質の大規模拡散・流出する事態

【リスクシナリオへの対応方策】

7-2-① 危険物等の適正管理の徹底

7-2-① 危険物等の適正管理の徹底

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害発生時に、有害物質等が拡散し、被害の拡大につながることを防止するため、市内企業等における危険物の保有や管理状況の把握が必要である。

■市内の危険物貯蔵所・取扱所施設数（令和元年11月1日現在）

	事業所数	貯蔵所						取扱所	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所
穴吹町	16	4			5	2	2	7	
脇町	42	3	8	3	17		7	21	9
美馬町	22	3	2	1	6		5	9	3
木屋平	2	1			1		1	1	
合計	82	11	10	4	29	2	15	38	12

■高圧ガス大量保有事業者

区分	事業所名	所在地	電話番号	摘要
製造 (一般高圧ガス)	浪越製瓦企業組合	美馬市美馬町 八幡 63-2	0883-63-2566	炭酸ガス
製造 (液化石油ガス、貯槽設置)	J A徳島燃料サービス (株)西部LPガス充てん所	美馬市美馬町 谷ヨリ西 164-5	0883-63-3176	30t×1基 15t×1基 充填所【休止中】
	藤田商事(株) 脇町充填所	美馬市脇町猪尻建 神社下南 146-1	0883-52-0253	10t×1基 15t×1基 充填所
	徳島液化ガス(株) 美馬工場	美馬市脇町猪尻建 神社下南 156-1	0883-52-2811	15t×2基 充填所

参照：市地域防災計画

■毒物・劇物取扱施設数（平成30年11月20日現在）

業種	一般販売業	農薬用品目 販売業	特定品目販売業	計
施設数	11	7	0	18

参照：県地域防災計画

【対応方策】

- 災害発生時に、有害物質等が拡散し、被害の拡大につながることを防止するため、市内の企業等における危険物の保有や管理状況を把握するとともに、適正な管理に向けた啓発を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
危険物等の適正管理に向けた周知	・危険物施設等の実態把握 ・適正管理に向けた啓発	市（消防）

リスクシナリオ 7-3 農地・森林等の被害による荒廃

【リスクシナリオへの対応方策】

7-3-① 被災農地・森林等の早期復旧

7-3-① 被災農地・森林等の早期復旧

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害の発生により、農地や森林が被災することで、人口流出や地域産業の衰退に繋がるとともに、農地や森林の荒廃が進み、農地や森林の有する多面的機能の喪失等が懸念される。このため、被災した農地や森林の早期復旧が必要である。

【対応方策】

- 災害の発生により、農地や森林が被災することで、人口流出や地域産業の衰退に繋がるとともに、農地や森林の荒廃が進み、農地や森林の有する多面的機能の喪失等が懸念される。このため、被災した農業者、林業者への支援とあわせて、農地や森林の早期復旧に向けた体制を強化する。
- 災害発生時における被災農業者、林業者に対する支援制度等の速やかな周知に向け、市職員が各種の支援制度等に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携により体制を整備する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
農村地域の防災力の向上 ★農村地域防災減災事業 ★多面的機能支払交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等の機能回復や災害の未然防止を図るための農業用施設等の整備 ・ため池の管理体制の強化 ・農業水利施設における非常用電源の整備 	国、県、市
森林保全対策 ★森林・山村多面的機能発揮対策交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する多面的機能の発揮に向け、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用に向けた共同活動等の支援 	国、県、市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
ため池等整備事業	0箇所	R1	4箇所	R6	県、市
農地・農道等の機能保全	213.80ha	R1	213.80ha	R6	市

事前に備えるべき
目標8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

8-1-① 災害廃棄物処理体制の構築

8-1-① 災害廃棄物処理体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大量に発生する災害廃棄物の速やかな処理に向け、市、県、事業者団体等の連携により、適正に処理する必要がある。

【対応方策】

- 災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を進めるとともに、公的機関や民間団体等における受入条件や処理可能量等の確認、協定・覚書等の締結等により、災害発生時における処理体制を構築する。
- 県と連携を図り、災害廃棄物処理の実施に関する市職員の研修等を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害廃棄物処理体制の構築	・災害廃棄物処理計画の策定	市
災害廃棄物の仮置場の候補地選定	・災害廃棄物の仮置場の候補地の選定	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害廃棄物処理における事業者等との連携体制の構築	検討中	R1	構築	R6	市

リスクシナリオ 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

8-2-①	地域コミュニティの維持
8-2-②	建設産業等の育成
8-2-③	職員の防災対応能力の向上
8-2-④	被災者生活再建支援制度の理解
8-2-⑤	事前復興の推進

8-2-① 地域コミュニティの維持

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・日常からのコミュニティ活動等を通じ、地域コミュニティを形成する必要がある。

【対応方策】

- 学校教育や社会教育の様々な機会を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」の重要性に関する認識を高める。
- 地域の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、市民の「防災士」資格の取得を促進する。
- 平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種コミュニティ活動等の促進を通じて地域防災力の向上につなげる。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の地域コミュニティ活動の推進 ・市民の防災意識の高揚 	市
市民による「防災士」資格取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民「防災士」養成助成金の交付 	市、市民
地域コミュニティの育成 (再掲 2-3-③他)	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンや見守り活動等の推進 	社会福祉協議会

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
市民による「防災士」資格取得に対する支援	取組中	R1	取組推進	R6	市

8-2-② 建設産業等の育成

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・建設業者等の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定が必要である。
- ・建設業界において高齢化や若年層の離職等の課題があることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善などが必要である。

【対応方策】

- 建設業者等の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定を促進する。
- 速やかな道路啓開や復興事業の推進に向け、建設業者等との間で災害時支援協定等の締結を進めるとともに、災害時に活用可能な重機や資機材や人材の把握に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
建設事業者等との協力体制の構築（再掲 6-5-①他）	・大規模災害時における支援活動に関する協定の締結	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
建設事業者等との協定の締結	取組中	R1	取組推進	R6	市

8-2-③ 職員の防災対応能力の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・速やかな復旧・復興の実現に向け、職員の防災対応能力の向上が必要である。

【対応方策】

- 消防職員を除く全職員が「防災士」資格を取得する。
- り災証明書を円滑に発行するため、住家の全壊・半壊等を調査する「住家被害認定調査員」を養成する。
- り災家屋証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や各種事務手続きに関する職員研修を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
職員の防災対応能力の向上	・消防職員を除く全職員の「防災士」資格取得 ・「住家被害認定調査員」の養成	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
「防災士」資格取得職員数	2名	R1.11	357名	R6	市

8-2-④ 被災者生活再建支援制度の理解**【脆弱性評価（取組の現状や課題）】**

- 被災後、被災者が各種生活再建支援制度を円滑に活用できるよう、被災者生活再建支援制度について職員が事前に理解しておく必要がある。

【対応方策】

- 被災後、被災者が各種生活再建支援制度を円滑に活用できるよう、被災者に対する支援制度等について職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、関係機関等との連携により体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
被災者生活再建支援に関する職員研修	被災者生活再建支援制度等に関する職員研修の実施	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
被災者生活再建支援研修の実施	取組中	R1	取組推進	R6	市

8-2-⑤ 事前復興の推進**【脆弱性評価（取組の現状や課題）】**

- 大規模災害が発生した場合、「復興の姿」の検討に時間を要することが想定されるため、事前復興計画を検討する必要がある。

【対応方策】

- 大規模な災害が発生した場合、速やかな復興を実現するため、「徳島県復興指針」（令和元年12月）等に基づく条件整備や対策を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
「徳島県復興指針」等に基づく取組の推進	「徳島県復興指針」等に基づく取組の推進	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
「徳島県復興指針」等に基づく取組の推進	取組中	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

【リスクシナリオへの対応方策】

8-3-① 貴重な文化財の保護

8-3-① 貴重な文化財の保護

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・災害による文化財の喪失を防止する必要がある。

【対応方策】

- 災害によって文化財が喪失しないよう、文化財の所有者や管理者等が実施する耐震対策等に対し支援を行う。
- 脇町南町地区は「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、地震等の災害に対しても町並みが保存されるよう努める。
- 文化財出前教室等を通して、市民の文化財保護意識の醸成等に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
文化財保護事業	・市内所在の文化財の保存修理や耐震化に対して補助金を交付	市
重要伝統的建造物群保存対策事業	・伝統的建造物の保存修理や耐震化に対して補助金を交付 ・防災計画の策定の促進	市
文化財出前教室事業	・市内の小学校に出向いて文化財に関する授業の実施	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
指定文化財の修理件数	4件	H30.3	6件	R6	市
伝統的建造物の修理・修景件数	88件	H30.3	100件	R6	市
文化財出前教室実施回数	4回/年	R1.12	5回/年	R6	市

リスクシナリオ 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオへの対応方針】

8-4-①	地籍調査等の推進
8-4-②	応急仮設住宅の確保に向けた対策の推進

8-4-① 地籍調査等の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・地籍調査や相続手続き等が未実施の場合、復興事業等の遅延の原因になることから、計画的に地籍調査を進める必要がある。

【対応方針】

- 速やかな復興事業に備えるため、地籍調査の推進や相続手続きの適正化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
地籍調査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・境界紛争の防止、後世への継承や土地取引の円滑化、課税の公平性等に向けた地籍調査の推進 ・早期の災害復旧対応への備えとして地籍調査の推進 	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
地籍調査進捗率	42.1%	H30	52.1%	R6	市

8-4-② 応急仮設住宅の確保に向けた対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・地域コミュニティの維持や人口流出防止においては、応急仮設住宅等の住まいの確保が重要であり、応急仮設住宅の建設候補地を選定しておく必要がある。

【対応方針】

- 速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を進めるとともに、建設事業者等との協定締結を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
応急仮設住宅建設候補地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅建設候補地の選定 ・ 建設候補地における配置計画の事前検討 	市
建設事業者等との協力体制の構築 (再掲 6-5-①他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における支援活動に関する協定の締結 	市、事業者

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
応急仮設住宅建設候補地の確保	35 箇所	R1	継続確保	R6	市

リスクシナリオ 8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

8-5-①	道路交通ネットワークの早期復旧に向けた体制整備
8-5-②	電力・通信等の早期復旧に向けた体制整備

8-5-① 道路交通ネットワークの早期復旧に向けた体制整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・生活・経済活動の復旧・復興には、道路の復旧が重要な役割を担うため、道路の早期復旧に向けた備えが必要である。

【対応方策】

- 「四国広域道路啓開計画『四国おうぎ（扇）作戦』（平成 28 年 3 月策定（四国道路啓開等協議会））及び「徳島県道路啓開計画」（平成 29 年 3 月策定（県道路啓開計画策定等協議会））が策定されており、こうした計画を踏まえ、市においても国や県、建設事業者等と連携を図りながら、早期の復旧に向けた体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
「徳島県道路啓開計画」等に基づく体制整備	・国や県、建設事業者等と連携を図りながら道路交通ネットワークの早期復旧に向けた体制整備	国、県、市、事業者

8-5-② 電力・通信等の早期復旧に向けた体制整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・生活・経済活動の復旧・復興には、電力・通信等の復旧が重要な役割を担うため、早期復旧に向けた備えが必要。

【対応方策】

- 電力や通信インフラ等が被災した場合に、各事業者等において円滑な応急・復旧活動が展開できるよう、活動拠点及び生活環境の確保等について事前に検討を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
事業者等との連携強化 (再掲 2-1-⑥他)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討 	市、事業者

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
関係機関との連携強化	取組中	R1	取組推進	R6	市

リスクシナリオ 8-6 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

【リスクシナリオへの対応方針】

8-6-①	BCPの取組等の支援
8-6-②	各種の支援制度の周知

8-6-① BCPの取組等の支援

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・大規模災害が発生した場合においても、地域経済の維持や早期回復が必要である。

【対応方針】

- 大規模災害が発生した場合においても、地域経済の維持や早期回復が図られるよう、農林水産業を含めた事業者による業務継続計画（BCP）の策定促進や将来の担い手育成を進める。
- 各事業者等に対して、地域の災害リスク等に対する理解を促し、各事業者における防災・減災対策を促進する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
市内企業等におけるBCPの策定促進（再掲5-1-①）	・市内企業等に対するBCP策定に関する取組の促進	市、商工会
西部地域農業版BCP対策協議会の活動（再掲5-4-②）	・災害発生時における被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に向けた体制の整備や対策の推進	県、市、農業協同組合、土地改良区

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
市内企業等を対象とした説明会開催回数	0回/年	R1	1回/年	R6	市、商工会

8-6-② 各種の支援制度の周知

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・被災後、被災企業等が支援制度を円滑に活用できるよう、支援制度について職員が事前に理解しておく必要がある。

【対応方針】

- 被災後、被災企業等が各種事業再建支援制度を円滑に活用できるよう、被災企業等に対する支援

制度等について職員が理解を深めるための研修を実施するとともに、関係機関等との連携により体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
被災企業等支援に関する職員研修	・被災企業等に対する各種支援制度に関する職員研修の実施	市
経済変動対策資金事業等の周知（再掲 5-1-③）	・経済変動対策資金が円滑に利用されるよう、制度の周知	市、県信用保証協会、金融機関

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
被災企業等支援に関する研修の実施	取組中	R1	取組推進	R6	市

横断的分野の推進方針

横断的分野 A リスクコミュニケーション分野

【リスクシナリオへの対応方策】

A-①	市民の防災意識の高揚
A-②	自主防災組織の育成
A-③	防災教育の推進
A-④	防災訓練等の実施

① 市民の防災意識の高揚

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・市民一人ひとりの「自助」への意識を高める必要がある。

【対応方策】

- 「自らの命は自らが守る」、「自助」の重要性に対する市民一人ひとりの意識を高めるため、様々な機会を通じて啓発などに取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
「自助」の重要性に対する啓発	・ 広報や訓練など様々な機会を通じて「自助」の重要性を啓発する。	市

② 自主防災組織の充実・強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 現在の自主防災組織の組織数は248組織、結成率は97.1%となっている。

■ 自主防災組織（平成31年4月時点）

	美馬	脇町	穴吹	木屋平	市全体
組織数	59組織	100組織	73組織	16組織	248組織
結成率					97.1%

参照：市提供資料

【対応方策】

- 大規模災害発生時には、行政機関や警察、消防等が被災することが想定されるため、自主防災組織の活動が重要になる。このため、自主防災組織の育成や活動支援等を通じ、地域における「共助」の強化を図る。

- 自主防災組織間の相互の連絡調整や連携した防災活動が行われるよう、自主防災組織連絡協議会等の活動を支援する。
- 自主防災組織等、「共助」を担う組織の育成にはコミュニティの活性化が重要となる。このため、平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種のコミュニティ活動等の促進を通じて地域防災力の向上につなげる。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
自主防災組織の活動の活性化（再掲 2-3-③）	・ 自主防災組織の育成、活動支援	市、自主防災組織
自主防災組織連絡協議会の活動の活性化（再掲 2-3-③）	・ 自主防災組織間の連携を図り、各地区の課題や情報の共有、共同の防災訓練の実施等	市、自主防災組織
地域コミュニティの育成（再掲 2-3-③他）	・ いきいきサロンや見守り活動等の推進	社会福祉協議会

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
自主防災組織結成率	97.1%	R1.12	100%	R6	市、自主防災組織

③ 防災教育の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・ 県の「学校防災管理マニュアル」（平成 25 年 3 月）を参考に、各学校において校内防災体制の整備が必要である。
- ・ 特別活動等における防災学習や、災害発生時に対応できるような避難訓練が必要である。

【対応方策】

- 「第 2 次美馬市教育振興計画」（平成 29 年 3 月）に基づき、防災教育を推進する。
- 各学校で作成している「防災教育年間計画」に基づき、校内の防災体制を整備するとともに、特別活動等における防災学習を推進する。
- 各学校の状況に応じた「危機管理マニュアル」を作成し、災害発生時に対応できるよう、家庭や地域、関係機関との連携により避難訓練を実施する。
- 生涯学習における防災教育の推進を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
継続した防災教育の推進	・災害についての正しい知識と的確な判断力を育てることのできる継続した防災教育の推進	市
学校における避難訓練の実施（再掲 1-3-③他）	・様々な災害発生を想定した避難訓練や、家庭や地域、関係諸機関と連携した避難訓練の実施	市
学校危機管理マニュアルの作成	・避難訓練から得られた課題をもとに、学校における危機管理マニュアルの作成	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
危機管理マニュアルの作成学校数	100%	R1	100%	R6	市、各学校

④ 防災訓練等の実施

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、速やかな避難行動につなげるため、実践的で効果的な防災訓練に取り組む必要がある。
- ・自主的な防災訓練に取り組む自主防災組織を増やす必要がある。

【対応方策】

- 美馬市民地域防災訓練については、避難所開設・運営訓練やリーダー研修、職員による災害対策本部図上訓練など、より実践的で効果的なものにする。
- 防災訓練を実施している自主防災組織に対しては引き続き支援するとともに、実施できていない自主防災組織に対しても実施を促す。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
美馬市民地域防災訓練	・実践的、効果的な防災訓練に取り組む。	市
自主防災組織による防災訓練	・自主防災組織による防災訓練を支援するとともに、実施を促す。	市、自主防災組織

【リスクシナリオへの対応方策】

B-①	職員の防災対応能力の向上
B-②	地域の防災リーダーの育成

① 職員の防災対応能力の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・速やかな復旧・復興の実現に向け、職員の防災対応能力の向上が必要である。

【対応方策】

- 全職員が「防災士」資格を取得する。
- り災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊等を調査する「住家被害認定調査員」を養成する。
- り災家屋証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や各種事務手続きに関する職員研修を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
職員の防災対応能力の向上（再掲8-2-③）	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の「防災士」資格取得 ・「住家被害認定調査員」の養成 ・協定締結団体等との連携強化、受入体制の強化（受援計画の作成等） 	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
「防災士」資格取得職員数	2名	R1.11	357名	R6	市

② 地域の防災リーダーの育成

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・地域防災力の向上を図るため、地域防災活動のリーダーとなる人材の育成が必要である。

【対応方策】

- 地域防災活動のリーダーとなる人材の育成に向け、市民による「防災士」資格の取得を支援する。
- 市内の「防災士」資格取得者を組織化し、地域防災活動のリーダーとして様々な活動への参画を促す。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
市民による「防災士」資格取得促進（再掲 8-2-①）	・市民「防災士」養成助成金の交付	市、市民

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
市民による「防災士」資格取得支援	取組中	R1	取組推進	R6	市

【リスクシナリオへの対応方策】

C-①	企業・ボランティア等との連携
-----	----------------

① 企業・ボランティア等との連携

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・市民、自主防災組織、消防団、学校、企業、ボランティア、国、県、市その他の関係者の協働により、防災・減災対策に取り組む必要がある。

【対応方策】

- 市民、自主防災組織、消防団、学校、事業者、ボランティア、国、県、市その他の関係者が、日常から連携を図り、防災・減災に向けた体制を整備する。
- ボランティアの活動は、被災地の復旧・復興に重要な役割を果たしており、効果的、効率的なボランティア活動につなげるため、社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害ボランティアの受入れ体制の整備（再掲 3-2-④）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置、運営マニュアルの作成 ・災害ボランティアセンター運営合同訓練の実施 	市、社会福祉協議会

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害ボランティアセンター運営合同訓練の実施	—	R1	1回/年 実施	R6	市、社会福祉協議会

【リスクシナリオへの対応方策】

D-① 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理

① 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・多くの公共施設等が改修や更新の必要な時期となっているが、耐震化等を行うためには多額の費用が必要となる。
- ・「美馬市公共施設等総合管理計画」及び同「個別施設計画」について、平成 29 年度に一部改定して以降、見直しが行われていない。
- ・橋梁の長寿命化や修繕、架替えに係る費用について将来的な財政負担の縮減を図りつつ、道路ネットワークの安全性を確保する必要がある。

【対応方策】

- 「美馬市公共施設等総合管理計画」及び同「個別施設計画」の見直しを随時実施する。
- 「橋梁長寿命化計画」において計画している橋梁の修繕を順次進める。それに伴い、緊急輸送道路の耐震化も計画する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
橋梁の長寿命化、道路の耐震化 ★防災・安全社会資本整備交付金事業(橋梁の長寿命化)	<ul style="list-style-type: none"> ・「橋梁長寿命化計画」に基づく橋梁の計画的な修繕 ・緊急輸送道路の耐震化の計画、実施 	市
公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「美馬市公共施設等総合管理計画」及び同「個別施設計画」の随時見直し 	市

【リスクシナリオへの対応方策】

E-①	I o T、I C T等の活用
-----	-----------------

① I o T、I C T等の活用

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

- ・本市が直面する人口減少や少子高齢化の中にあつて、様々な課題を克服するため、デジタル化を原動力とした Society5.0 の実現が求められている。

【対応方策】

- 行政事務の効率化をはじめ、革新的な技術を様々な分野に展開して、あらゆる分野で、現在とは全く異なる社会を実現しようとする Society5.0 の推進に向け、行政サービスへの AI や RPA の導入について研究、検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概 要	関係機関
行政サービスへの AI、RPA の導入	・ Society5.0 の推進に向け、行政サービスへの AI や RPA の導入を研究、検討	市

【重要業績指標】

指 標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
行政サービスへの AI、RPA の導入	—	R1	研究・ 検討	R6	市

第6章 施策の重点化

1 施策の重点化の考え方

本市において、大きな人的被害を発生させる自然災害としては「南海トラフ地震」があげられ、被害想定の内訳でも、揺れ（建物倒壊）を起因とする死傷者が多くなっている。

また、本市は総面積の約8割が森林となっており、県内でも土砂災害警戒区域等の指定数が多く、土砂災害による人的被害や孤立集落の発生等の危険性が高い地域である。さらに、平成28年6月には、吉野川において想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域が公表され、市の中心部において大規模な洪水が発生する可能性が示された。

一方、南海トラフ地震による建物の倒壊に対しては、耐震化を進めることで人的被害を大きく軽減することが可能であり、土砂災害や洪水に対しても、市民の防災意識を高め、速やかな避難の徹底や避難後の環境を整備すること等により、人命を守ることが可能となる。

そこで、「あらゆる災害から人命を守る」という目標を掲げ、この目標達成に向けたハード・ソフト両面の対策を重点的に推進する。

2 施策の重点化

「あらゆる災害から人命を守る」という視点で、本市の災害リスク等を踏まえて、以下のリスクシナリオに対応する施策について重点化する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	参考（県）
①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○
	1-3 突発的又は長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生	○
②救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○
	2-6 被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生	○
③必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ	○
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-4 食料等の安定供給の停滞	○
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	○
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○
⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3 農地・森林等の被害による荒廃	○
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○

第7章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

本市の強靱化を図るためには、市をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、企業、市民一人ひとりが、役割を担っており、それぞれが連携して施策や事業を推進する。

なお、国土強靱化地域計画に基づき地方公共団体等が実施する施策や事業については、国・県の補助金、交付金を効果的に活用するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

国土強靱化地域計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、定期的に計画の進捗管理を行うとともに、適宜見直しを行うものとする。

進捗管理にあたっては、対応方策のリスクシナリオごとに掲げた重要業績指標の達成状況により、評価を行い、改善につなげるものとする。

参考資料

1 美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会委員

氏名	所属・役職名
宮藤 秀之	国土交通省 徳島河川国道事務所 所長
鴻上 富男	徳島県西部総合県民局 地域創生部 企画幹
中野 秀明	徳島県西部総合県民局 農林水産部 次長
富樫 伸男	徳島県西部総合県民局 県土整備部 次長
植田 彰宏	徳島県警察本部 美馬警察署 警備課長
根本 賢一	美馬市消防本部 次長兼消防署長
山下 新太郎	美馬西部消防組合消防本部 次長兼消防署長
藤田 英雄	美馬市水道部 部長
三宅 孝夫	美馬市自主防災組織連絡協議会 会長
中 勇	四国電力株式会社池田支社 総務担当副長
佐和 良佳	社会福祉法人美馬市社会福祉協議会 事務局長
今井 康嗣	西日本電信電話株式会社徳島支店 設備部長
磯崎 善博	株式会社光ネット 代表取締役
三好 正通	株式会社ドコモCS四国 徳島支店 ネットワーク部 ネットワーク担当課長
七條 浩一	美馬市 副市長

2 策定経緯

年月日	実施事項	主な議事、目的
令和元年11月25日 ～ 令和元年12月20日	庁内各課への意見照会	<ul style="list-style-type: none"> 各課の国土強靱化に係る既存施策の確認 本市の強靱化に向けた現状と課題の確認
令和元年12月23日	第1回 美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 美馬市国土強靱化地域計画策定の基本方針 美馬市国土強靱化地域計画の構成案
令和2年1月30日 ～ 令和2年2月14日	関係機関（専門委員会委員）への意見照会	<ul style="list-style-type: none"> 市が取り組む施策・事業の確認 各機関・団体等が市内で実施中又は予定している施策・事業等の確認
令和2年3月19日 ～ 令和2年3月26日	第2回 美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会（書面会議）	<ul style="list-style-type: none"> 美馬市国土強靱化地域計画（案）の確認

3 美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会設置要領

(設置)

第1条 本市において、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく美馬市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に当たり、専門的な見地から幅広く助言を受けるため、美馬市国土強靱化地域計画策定専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域計画のうち、「リスクへの対応方策」に係る個別事業に関すること。
- (2) その他地域計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会の会議は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員のうち副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、会議を総括する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外のものの出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員は、自ら会議に出席できないときは、指名する者を代わりに出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画総務部危機管理室において処理する。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和2年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月25日から施行する。

美馬市国土強靱化地域計画

発行年月：令和2年3月

発行：美馬市